

遞信省

五五二

菅麻	溝口兼松	送毛	羽生勤六	幕別	福家熊太郎	人舞	後志國	小樽町	收口	照吉
北見國	小野光衛			千島國	北見國	瀨石	後志國	中川種次郎	由仁	古川陽平
根室國	柴谷幸太郎	拔海	石川喜平	北見國	北見國	目梨泊	後志國	鹽谷	佐藤太倉口	重右衛門
千島國	本榮之助	湧別屯田	表松	石狩國	石狩國	江別	後志國	山田龜一郎	忍路	志和貞藏
北見國	茂奇	水島島	菊池忠	後志國	後志國	古武井	後志國	小樽港町	野口小吉	入桐
石狩國	御茶ノ水	柿崎定吉	萩田久平	後志國	後志國	數島内	後志國	鹽谷	野口小吉	忍路
北見國	小野	垣		後志國	後志國	井口万次郎	後志國	小樽港町	野口小吉	忍路
石狩國	小野	垣		後志國	後志國	井口万次郎	後志國	小樽港町	野口小吉	忍路
石狩國	小野	垣		後志國	後志國	井口万次郎	後志國	小樽港町	野口小吉	忍路
石狩國	小野	垣		後志國	後志國	井口万次郎	後志國	小樽港町	野口小吉	忍路

○新潟郵便局(一等)
 越後國新潟市西湊通五番町
 局長代理 監理課長佐々木三郎
 通信技師 工務課長佐藤田三之助

遞信省

五五二

通信屬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬	野村清馬
通信手	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉	長橋政吉
通信技師	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎	小林欽太郎
局長	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎
局長	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎
局長	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎	飯島幸三郎

新潟郵便局管轄區内
 特定三等郵便局
 局長 飯島幸三郎

新潟郵便局管轄區内
 三等郵便局
 局長 飯島幸三郎

通信手
 中山信三郎
 春日惣吉
 兒玉正太郎
 鷲尾與一郎
 小坂謙次郎
 石坂輝吉

米山寺	木村左一郎	外波	伊藤富治郎	天王	刈谷	草倉	蒲生	越後國	木村五郎治	尾神	波多野丈七郎
日田谷	五十嵐菊太郎	赤塚	石黒辰太郎	彌彦	花井菊太郎	小瀧	中村權太郎	酒屋	清水九平	保田	藤野俊平
新道	飯塚七郎	中田	尾崎米八	加茂	市川順次郎	大井平	中島善吉	青海	内藤友太郎	中野石	阪田一彌
妙見	塚越七郎	關川	上村政太郎	湯之内	田中謙五郎	大野	淺妻貞太郎	川口	皆川大八	竹野町	右島幸重
飯田	山田覺太郎	山口	大石喜一	堀之内	宮中三郎	岩澤	高橋藤三郎	大村	長崎政太郎	長平	新吉
石喜	宮村民太郎	龜田	佐々木恭平	鉢谷	中山仁三郎	乙	鈴木章三郎	松ヶ崎	小林政太郎	新保	岩船
太郎丸	保坂	塚野山	大橋啓太郎	西谷	多田利吉	荒澤	伊藤寛松	除戸	長崎政太郎	坂井	龍藏
菅谷	岡田其之助	下保倉	大瀧啓太郎	吉田	幸田耕三	藤澤	田中才作	松ヶ崎	長崎政太郎	坂井	龍藏
中條	高橋富松	名立	大瀧啓太郎	關原	近藤勘太郎	能生	赤島原香	花ヶ崎	新保健次郎	鳥居	杉尾
村上	須貝伴次郎	片貝	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
小谷	廣川利兵衛	國田	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
卷	内木清三郎	千手	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
平林	木村三三郎	中條	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
白川	本間孫重郎	今町	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
小出島	伊倉寛藏	三ッ俣	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
出雲崎	根津辨治郎	三ッ俣	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
曾地	阿部泉	宮川	大瀧啓太郎	白根	幸田耕三	能生	赤島原香	赤谷	新保健次郎	鳥居	杉尾
佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國	佐渡國

黒井	熊倉利八郎	井ノ鼻	佐藤三六	網出	青木勘三郎	津野虎之助	水谷正常	林	元二郎
三谷	長谷川新右衛門	五ヶ瀬	酒井政吉	東	小川新次郎	矢野政恒	高橋鐵之助	中野直三郎	石原直三郎
小寺	廣川治市	間瀬	田中三右衛門	小川	油田瀧太郎	淺井政恒	加藤鐵之助	石山元綱	矢野政恒
新町	杉本五十吉	五智	内藤謙作	土田	大澤彌之助	高田信壽	山崎唯三郎	阿蘇常吉	生田直吉
木大島	高橋倉吉	長岡石内町	動山珍法	渡邊	若林源吉	藤原岩吉	清水高富	河野高富	柳橋健治郎
浦川	酒井傳次	新町	本間仁吉	山根	牛谷省吾	横尾熊次郎	前田庄松	北岡憲彦	服部憲彦
小田	稻場佐市	河野	本間仁吉	山根	牛谷省吾	横尾熊次郎	前田庄松	北岡憲彦	服部憲彦
澤根	阿野松藏	河野	本間仁吉	山根	牛谷省吾	横尾熊次郎	前田庄松	北岡憲彦	服部憲彦
相川大町	富田善吉	河野	本間仁吉	山根	牛谷省吾	横尾熊次郎	前田庄松	北岡憲彦	服部憲彦
〇名古屋郵便局(一等)	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町	尾張國名古屋市長町
一等郵便局長	三井	井ノ鼻	佐藤三六	網出	青木勘三郎	津野虎之助	水谷正常	林	元二郎
局長	村木正憲	谷	様	竹内清太郎	中島重四郎	森尾定次	網野	武藤市三郎	網野
通信事務官補	七等三級	通信技師	四等三級	通信技師	八等	通信技師	八等	通信技師	八等
工務課長兼電話課長	正和達陽太郎	通信手	八等	通信手	八等	通信手	八等	通信手	八等

高見澤佐四郎 (月一四) 伊藤 定紀 (月一四)
 高橋 元吉 (月一三) 高橋 元吉 (月一三)
 宮川 敬一 (月一三) 後藤 三郎 (月一三)
 水野 隆盛 (月一三) 中村 市藏 (月一三)

名古屋郵便局管轄區内
 二等郵便局

美濃國岐阜市
 局長 今泉字七軒

通信手
 三 分任出納 加藤慎一郎 (月一四)
 石榑 謙次郎 (月一三)
 森本 甚次郎 (月一三)

通信手
 八 澤井 彦四郎 (月一三)
 有藤 正實 (月一三)
 石田 盛次郎 (月一三)
 松永 正 (月一三)
 村田 吾吉 (月一三)

通信手
 八 飯村 武雄 (月一三)
 森山 好太郎 (月一三)
 和田 學太郎 (月一三)
 奥谷 富士太郎 (月一三)
 松波 紅太郎 (月一三)

通信手
 八 岡出 寅藏 (月一三)
 武藤 悌二 (月一三)
 福村 貞一 (月一三)

通信手
 八 岩永 脩 (月一三)
 鈴木 彰 (月一三)

津郵便局
 局長 伊勢國津市大門町

山下 初次郎 (月一五) 田中 俊亮 (月一五)
 菊岡 三男吉 (月一四) 田中 淳 (月一四)
 三田 亮太郎 (月一三) 星合 喜市 (月一三)
 今井 兼美 (月一三) 曾谷 鎮郎 (月一三)
 臨時在勤 伊勢國四日市市 中納屋町

四日市郵便局
 通信手

局長 田中 萬吉
 浦島 格之助

通信手
 八 實野 太一郎 (月一五)
 平尾 久吉 (月一五)
 長澤 猿治 (月一五)
 生川 九一 (月一五)

通信手
 八 齋藤 勇哉 (月一七)
 市江 豐次郎 (月一五)
 平尾 彌平 (月一五)
 山口 定三 (月一五)

通信手
 八 岡本 藤橋 (月一七)
 吉岡 真一 (月一七)

通信手
 八 齋藤 勇哉 (月一七)
 市江 豐次郎 (月一五)
 平尾 彌平 (月一五)
 山口 定三 (月一五)

通信手
 八 齋藤 勇哉 (月一七)
 市江 豐次郎 (月一五)
 平尾 彌平 (月一五)
 山口 定三 (月一五)

通信手
 八 齋藤 勇哉 (月一七)
 市江 豐次郎 (月一五)
 平尾 彌平 (月一五)
 山口 定三 (月一五)

天野 鹿三 (月一八) 水谷 芳郎 (月一八)
 岡田 半三郎 (月一七) 伊藤 鶴之助 (月一七)
 中村 惣次郎 (月一五) 梅田 馨 (月一五)
 水谷 彌吉 (月一五) 鶴岡 彦一 (月一五)
 堀 又一郎 (月一四) 遠藤 鑄勢治 (月一四)
 石原 三郎 (月一三) 伊勢國度會郡宇治 山田町大字岡本町

山田郵便局
 通信手

局長 鷺井 大助

通信手
 八 今村 敬爾 (月一八)
 中村 茂吉 (月一六)
 千賀 健吉 (月一四)
 尾張國名古屋 赤塚町

通信手
 八 今村 敬爾 (月一八)
 中村 茂吉 (月一六)
 千賀 健吉 (月一四)
 尾張國名古屋 赤塚町

通信手
 八 今村 敬爾 (月一八)
 中村 茂吉 (月一六)
 千賀 健吉 (月一四)
 尾張國名古屋 赤塚町

通信手
 八 今村 敬爾 (月一八)
 中村 茂吉 (月一六)
 千賀 健吉 (月一四)
 尾張國名古屋 赤塚町

通信手
 八 今村 敬爾 (月一八)
 中村 茂吉 (月一六)
 千賀 健吉 (月一四)
 尾張國名古屋 赤塚町

通信手
 八 今村 敬爾 (月一八)
 中村 茂吉 (月一六)
 千賀 健吉 (月一四)
 尾張國名古屋 赤塚町

名古屋笹島郵便局
 通信手

局長 今井 二郎 (月一六) 岩原 小三郎 (月一六)
 尾張國名古屋 笹島町

通信手
 五 分任出納 桑島 持弘 (月一五)
 石黒 藏三 (月一五)

名古屋郵便局管轄區内
 三等郵便局

局長 美濃國 大垣 正八飯沼 武作

尾張國 龜崎 正八井口 牛兵衛

美濃國 池戶 喜次郎 御嵩 安東吉右衛門

伊勢國 松阪 正八林 歌次郎

尾張國 祖父江 正八渡邊 眞砂

名古屋新地 三浦 惠民

美濃國 豐川 正八森下 仁平

美濃國 今尾 山中 啓次郎

美濃國 高野 大野 仁之助

美濃國 上村 大橋 松平

美濃國 林 順助 田中 順助

美濃國 高須 長谷川 嘉兵衛

美濃國 高橋 芳 高野 高野

美濃國 新川 林 高野 高野

美濃國 正八龜山 林 高野 高野

美濃國 正八龜山 林 高野 高野

付知 田口 瑞年
 飛騨國 遠山 喜代松 高山 一之平 田平右衛門

伊勢國 神戶 內田 英三郎 久居 正八清水 盛次郎

伊賀國 東黒部 鈴木 齋助 八知 眞樹 恒吉

志摩國 山田 稻増 寛 名張 竹原吉右衛門

尾張國 鳴海 柳原 重義 八島 喜左衛門

尾張國 神守 山本 致知 大島 鑄之助

尾張國 勝川 丹羽 友四郎 坂下 小牧 江崎 甚八

尾張國 大森 白井 作次郎 批杷島 大木 重右衛門

尾張國 清洲 榑田 利和 一宮 土川 彌七郎

尾張國 三宅 住田 光太郎 野間 宗吉

尾張國 大府 中本 傳次郎 常滑 森田 伊助

尾張國 武豊 小出 龜吉 沖 勘六

尾張國 三河國 伊藤 鑄太郎 成岩 竹内 佐治 右衛門

尾張國 江比間 宮川 助右衛門 高塚 小野田 澄吉郎

尾張國 新川 伊藤 應三 赤羽 根 鈴木 玉吉

尾張國 小阪 井 長田 喜久造 大和田 島 龜平

尾張國 田口 松村 延四郎 津川 本多 龜雄

尾張國 伊藤 唯四郎 藤川 石田 新之助

尾張國 伊藤 唯四郎 藤川 石田 新之助

尾張國 伊藤 唯四郎 藤川 石田 新之助

尾張國 伊藤 唯四郎 藤川 石田 新之助

今泉 深溝 岩瀬 松之助
 小野山 豐治郎 横須賀 尾崎 嘉三郎

青山 吉五郎 牛地 安藤 清

宇佐美 喜太郎 則定 岡田 周吾

加藤 重太郎 石下 瀨 澤田 銀九郎

岡田 好兵衛 上野 岡本 依海

佐野 五作 笠松 高島 久衛

西脇 三郎 牧田 五井 恒三郎

清水 治吉 池野 石田 隆藏

村瀨 清直 日當 國井 百合次

美濃國 村井 半七 富永 早川 源治郎

和濃國 和濃 嘉助 小久須 見 永井 惠敏

馬場 升一郎 川邊 小久須 見 永井 惠敏

林 啓次郎 久田 見 後藤 正久

藤掛 萬平 土岐 林 理一郎

西浦 芳太郎 明知 加納 右衛門

古屋 重太郎 養老 公園 伊奈 治明

永井 茂三郎 養老 公園 伊奈 治明

安田 全左衛門 養老 公園 伊奈 治明

安田 全左衛門 養老 公園 伊奈 治明

安田 全左衛門 養老 公園 伊奈 治明

安田 全左衛門 養老 公園 伊奈 治明

伊勢國	香取 村上長五郎	阿下喜 稻垣重兵衛	守山 水野甚右衛門	古知野 古池 義哉	遠原 和波貞次郎	本郷 梅田三五郎
龜山 山中貞太郎	田原 鹽谷 忠和	老津 本郷 湯淺儀一郎	三河國 鹽谷 忠和	吉村逸次郎	吉村逸次郎	伊藤吉兵衛
上野 青木 德藏	藤井 余五郎	澤田 治三郎	原田 萬三郎	小林助三郎	小林助三郎	中居 市平
白河 河合 要	北長野 小西庄之助	山崎 嘉右衛門	佐藤 和三郎	神戶 阿具利	神戶 阿具利	村崎 伊三郎
宮前 金兒 康太郎	南家 城 北野	鹿島 甚八郎	山崎 嘉右衛門	清川 隆治	清川 隆治	西村 健太郎
神前 杉本 平造	大内 清三郎	杉浦 谷次郎	山崎 嘉右衛門	伊奈 安次郎	伊奈 安次郎	西村 健太郎
伊賀國	津井 才次郎	津伊豫 町	中村 傳次郎	小出 齋吉	小出 齋吉	西村 健太郎
志摩國	佐那具 水澤 正右衛門	福地 太八郎	中島 久立	原田 久藏	原田 久藏	西村 健太郎
紀伊國	大森 甚之介	阿保	知立 四郎	白井 清太郎	白井 清太郎	西村 健太郎
尾張國	尾張 國	尾張 國	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	山田 時之丞	甚目寺 水野 俊治	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	淺井 兼太郎	樂田 稻澤	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	川本 惣吉	飯田 要吉	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	野畑 孫兵衛	日比 平七	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	平野 助三郎	小鈴谷 盛田 友吉	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	山本 彦三郎	盛田 友吉	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	田中 峯太郎	森 豐次郎	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	戸谷 逸五郎	渡邊 紅太郎	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	森 利三郎	大橋 九平次	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	鬼頭 與三兵衛	加藤 文治郎	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	渡邊 博剛	山口 喜三郎	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎
尾張國	安井 定七	青木 莊太郎	美濃國	加藤 重市	加藤 重市	西村 健太郎

奥田町	竹中 芳三郎	佐々木 幸次郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
渡邊 安兵衛	大島 德造	山口 伊三郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
清水町	中本 與七	山口 孫六郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
宮津	新美 彌太郎	篠島 篠島	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
日間賀	鈴木 慶次郎	阪井 阪井	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
八幡	杉下 吉太郎	山本 守右衛門	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
古場	澤田 儀一	山口 亮一	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
千蔵	山崎 金之助	熱田 旗屋	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
新川町	天竺 一松	成田 藤三郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
下津	森部 友良	河内 鉦太郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
草井	馬場 新一	藤田 邦太郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
奥田	永田 三之助	魚野 吉兵衛	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
三河國	山本 豐三郎	齋藤 太六	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
二川	鈴木 賢一	白谷 市治郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
大海	筒井 茂重	原田 紋右衛門	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
上粟代	原 彌三郎	淺井 藤一郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
岩津	岩城 六郎	早川 幾吉	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
吉田	小島 嘉大	内藤 秀苗	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
大沼	林 富造	石田 信太郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
富野	鈴木 歸一	下田 常治郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
富岡	鈴木 敬藏	小田 常治郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
形原	鈴木 多意助	筒井 大藏	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
高濱	山本 元之助	杉浦 喜平	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
小垣江	平松 善兵衛	川口 寛三郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
堀切	小久保 定吉	太田 常吉	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
豐橋下町	鳥居 修成	川口 寛三郎	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
平阪	江本 源右衛門	太田 常吉	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
下地町	小野 清太郎	太田 常吉	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
芥見	後藤 甚吾	鏡島	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助
美濃國	後藤 甚吾	鏡島	奥田町	佐藤 源太郎	下中ノ郷 吉川 平助

熊本郵便局(二等)

肥後國熊本市船場川端町
 局長 加藤 順次郎
 一等郵便局長 五等内級
 通信事務官補 後 中村 稻造
 監理課長 八中村 稻造
 通信技師 工務課長 丹羽 萬之助

通信手

月一七 村上 孝成 (月一七) 石橋 定雄
月一七 日吉 寅吉 (月一七) 内田 佐太郎
月一五 關谷 末次郎

熊本郵便局管轄區内 特定三等郵便局

局長 若津 賢村 塚 久茂

熊本郵便局管轄區内 三等郵便局

局長 肥後國 又藏 日奈久 元福 田 千之
三級 肥後國 後藤 寺 貞 藤 澤 大藏

川尻 正六 木村 松治 郎 砂取 河本 清太郎
長洲 清富 甚記 小田 田尻 準次
來民 平 一馬 八代 飯田 三郎
御船 正古 賀 春好 隈庄 正八 藤田 周夫
小川 齋藤 禎太 熊本 京町 坂西 茂作

筑後國

柳河 確井 正路 大善寺 江口 丈平
沖端 野口 善作 中津 末貞 友年

白杵 廣瀨 定一郎 坂野 市 堀野 官三郎
久住 後藤 万太郎 三重 野 虎太郎
別府 正八 後藤 義一 湯平 秋吉 策三

豐前國 八屋 正八 大林 精二 肥後國 肥後國
小島 村田 駿一 山鹿 加藤 市典 治 肥後國
高嶽 桐原 友雄 野尻 野尻 友雄 肥後國
松橋 野尻 友雄 中山 道生 肥後國

久木野 伊藤 角馬 大知 石川 九一
鏡町 網田 坊中 北小國 植木 江田 別府 濱脇
網田 網田 坊中 北小國 植木 江田 別府 濱脇
網田 網田 坊中 北小國 植木 江田 別府 濱脇

四浦 登立 宮田 高濱 下津 山口 町山 崎津 魚貫 熊本 春日 筑前國
永島 哲堂 和泉 安治 原田 理一 小松 保五郎 宮野 河内 山崎 順七
西戶崎 篠崎 久我 虎次郎 八尋 卯三 吉田 豐太郎 津屋 崎
飯塚 藤井 善作 藤原 政實 田代 謙造 高野 傳三郎 近藤 傳三郎
山崎 八郎 竹田 達之助 貝原 信 西新町 結城 清志 大野 鴻志
入部 山崎 八郎 竹田 達之助 貝原 信 西新町 結城 清志 大野 鴻志
筑後國 佐藤 一太郎 石井 為藏 北川 親藏 末次 久五郎
安武 豐前國 平井 喜一郎 松彦 添田 彦山 熊中村 武夫

大島貞次郎	中野矢	小川守光	通信技師	吉久
櫻井源三郎	野矢	久保菊次郎	工務課長	西脇
船越延藏	中澤	守口良米	正七	協
吉竹孫平	野矢	荒牧悅次郎	大	
坂口内逸郎	野矢	鹽田梅太郎	六	
安河内逸郎	野矢	富岡辰太郎	五	
坂口内逸郎	野矢	田中松太郎	四	
安河内逸郎	野矢	德納龍太郎	三	
坂口内逸郎	野矢	小園徳一	二	
安河内逸郎	野矢	松本勘治	一	
坂口内逸郎	野矢	大園徳一	正八	
安河内逸郎	野矢	小園徳一	正七	
坂口内逸郎	野矢	大園徳一	正六	
安河内逸郎	野矢	小園徳一	正五	
坂口内逸郎	野矢	大園徳一	正四	
安河内逸郎	野矢	小園徳一	正三	
坂口内逸郎	野矢	大園徳一	正二	
安河内逸郎	野矢	小園徳一	正一	
坂口内逸郎	野矢	大園徳一	正	

仙臺郵便局(一等)

一等郵便局長 五等四級
局長 從六勲大久 裕

通信技師

吉岡近之助
成田清

若林芳松	高橋德次郎	鹿尾重太郎	長原潤吉	森幸之丞	齋藤辰三郎	堀江壽三郎	安代市壽	高橋民三郎	磯部熊八	末永祥三郎	早坂美雄	佐藤源五郎	菊地欽吾	大浦辰治	渡邊盛	大窪定義	前田柳也	綠川龜藏	今村市郎	庵原真輔	岩井尊信	小林尊信	鈴木喜兵衛	眞山登	丁野豹治	阿部庄吉	小川留吉	大内周吉	
野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢	野矢
大村正義	中鉢藤吉	田中榮	引地之助	沼田淳	小野三郎	今村次郎	岩代國信	大久保	長岡	佐竹景愛	山口鑑吉	東極義高	清水秀夫	齋藤仙次郎	長岡千代吉	梅津茂	岩代國若松市	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町	大町一ノ町
通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手	通信手

山形郵便局

局長 木俣平吉

通信手

山形 貞吉
島村 茂光
須田 正藏
立花 忠

○米澤郵便局 羽前國米澤市立町

局長 吉田 雄橋 五 本任出河村 透
大 福田長次郎 七 宮路 謹次
八 通信手 飯田 茂利 (月一四) 小野塚弘毅
月一五 福島 頼治 (月一三) 上倉 新一
月一六 佐藤甚四郎 (月一三) 沼田 源藏

仙臺郵便局管轄區内 特定三等郵便局

局長 陸前國 石巻 正天田中 政治
三級 陸前國 白河 正天常盤條太郎
一級 磐城國 白石 鈴木清之輔
二級 陸前國 致遠 古川 三浦篤三郎
岩代國 須賀川 正天大森興四郎
磐城國 平 正天大野貞治郎
羽前國 竹田 嘉吉 新庄 正天金田 甲橋

仙臺郵便局管轄區内 三等郵便局

三級 陸前國 巖釜 正天福田 善八 築館 鈴木 六助
志津川 和泉龍太郎 岩出山 宮本 益輔
中新田 熊谷彦五郎 岩代國 菅野平右衛門 本宮 鳴原大三郎
掛田 菅野平右衛門 和田次郎八 彌五島 渡邊 八郎
川口 山内善太郎 片門 長沼 一雄
喜多方 齋藤 庸 片門 渡邊 八郎
陸前國 會田 嘉助 棚倉 正天石澤 寛助
原ノ町 遠藤 周輔 菅江正天高津甚右衛門 齋藤 新六
上ノ山 正天根津直次郎 芳賀 茂内 宮曾根 齋藤 新六
手ノ山 芳賀 茂内 才吉 吹浦 島中善治郎
大 陸前國 陸前國 門澤 惣藏 荒濱 武者 慶吉
互理 門澤 惣藏 遠刈田 古山 榮次
山下 森 常治 遠刈田 古山 榮次
渡瀬 古山 豐太郎 遠刈田 古山 榮次
下戸澤 齋藤金三郎 遠刈田 古山 榮次
愛子 加藤忠三郎 利府 伊藤 助治
秋保 相澤 忠藏 大河原 佐藤源三郎
川崎 櫻井 儀平 吉岡 勝治
右壁 紺戸文五郎 木間塚 熊谷傳三郎
飯野川 佐藤 健治 寺崎 眞輔
雄勝 佐々木榮助 横川 山田新十郎
粟野 金山 治

大谷十次郎 宮宿 鈴木 榮藏
白岩 鈴木 源助 本道寺 正天佐藤 清助
橋岡 笠原久三郎 東根 工藤 恒治
白鳥 仁藤 善策 尾花澤 菅 勝助
延澤 有路 清藏 關根 渡邊 兵彌
下屋地 岡 安兵衛 高島 相田 眞助
舟渡 正天塚原右衛門 萩野中山 佐藤 了太
萩生 長谷部庄四郎 舟形 沼澤 清吉
向町 飛鳥與太郎 本合海 小倉 重藏
古川 小林 甚藏 金山 岸 甚藏
狩川 清野 富治 清川 加藤 甚太郎
黒川 松田 甚清 横山 川上 美願
鼠ヶ関 五十嵐福治郎 温海 川上 美願
加茂 小松源五郎 山形 渡邊 正三郎
羽後國 藤崎 鳥海 昌盛
五級 磐城國 金山本郷 星 常吉
角田 高橋 富治 坂元 青田 彦吉
前田 一條 重平 坂元 青田 彦吉
關村 小笠原清平 坂元 青田 彦吉
陸前國 白石 廣造 作並 岩松 秀三
石濱 吉田菊太郎 増田 高橋 三郎
蒲生 鈴木文右衛門 村田 山田新五郎
茂庭 佐々木國藏 若ヶ崎 沼倉 茂吉
三本木 清水謙三郎 大原濱 佐藤 眞藏
波ノ波 末永徳三郎 野新 佐藤 眞藏
柳津 佐々木良平 大谷 池田大三郎
米谷 狩野 誠厚 米岡助八佐 藤島 圓藏
小牛田 瀨川 廣志 川波 藤島 圓藏
仙臺町 遠藤 三之助 仙臺町 針生 久助

仙臺町 杉野目庄吉 仙臺町 庄司清右衛門
仙臺町 早坂久五郎 仙臺町 保原 高橋勸四郎
仙臺町 遠藤九右衛門 仙臺町 相樂留八郎
仙臺町 田口 辰造 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 石井莊右衛門 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 杉内勸三郎 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 阿久津貞吉 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 菅家 岩吉 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 佐治幸左衛門 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 鈴木 大造 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 横田 猪吉 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 小野喜代次 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 釣 卷三郎 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 松下佐太郎 仙臺町 坂内 磯三
仙臺町 伊藤 與作 仙臺町 坂内 磯三
東館 小室 守夫 竹貫 新町
赤坂 大池 太彌 新町
古道 谷田川 三輪信左衛門 小泉 後藤 多仲
土柳 吉村 啓作 永田 我妻半之丞
土柳 三輪信左衛門 永田 我妻半之丞
植田 馬上一 誠一 四ツ倉 菅波長左衛門
上平 吉田 運次郎 大原 久ノ濱 星長左衛門
廣野 猪狩 傳吉 中目 眞一 大原 久ノ濱 星長左衛門
原釜 猪狩 傳吉 中目 眞一 大原 久ノ濱 星長左衛門
槽下 栗野久兵衛 漆山 那須 彌一
長崎 村山新三郎 海味 清野太右衛門
志津 今野 太郎右衛門 谷地 鈴木千代太郎
大石田 西塚亨太郎 南原 山崎安太郎

遞信省

Table of postal routes and officials for the right page, including names like 伊里前, 山内彌四郎, 石越, 富塚, 宗隆, etc.

遞信省

Table of postal routes and officials for the left page, including names like 高木, 伴二, 張物, 利晃, 熱田, 藏次郎, etc.

廣島郵便局管轄區内

宇品郵便局, 安藝國廣島市, 田村 實亮

Table of postal routes and officials for the Hiroshima area, including names like 栗原, 廉三, 平原, 民之助, etc.

長野郵便局管轄區内
三等郵便局

Table listing postal branches and staff for Nagano Post Office. Columns include names, ranks (e.g., 局長, 局長代理), and dates. Includes sub-sections for 信濃國 and 信濃郡.

青森郵便局(二等)

Table listing postal branches and staff for Aomori Post Office. Columns include names, ranks, and dates. Includes sub-sections for 青森縣 and 青森市.

Table of postal routes and officials for the right page, including names like 岩崎市太郎, 高島, 菊池清四郎, and various regional offices.

Table of postal routes and officials for the left page, including sections for 高松郵便局, 丸龜郵便局, and 多度津郵便局, with names like 喜太郎 and 善通寺郵便局.

○仁川郵便局 韓國仁川港

局長 酒井三郎太 (月一五)

通信手 加藤次郎 (月一七) 細野和三郎 (月一七) 寺本久治 (月一七) 鈴木虎之助 (月一五) 西山德太郎 (月一四)

通信手 酒井三郎太 (月一五) 伊佐清義 (月一六) 黒岩彦太郎 (月一六) 吐山六郎 (月一七) 清水幸隆 (月一七) 井上貞之助 (月一七)

通信手 田中健士 (月一五) 北村雅吉 (月一六) 岡部正己 (月一六) 三善幸雄 (月一七) 松村幸介 (月一七)

通信手 田中健士 (月一五) 北村雅吉 (月一六) 岡部正己 (月一六) 三善幸雄 (月一七) 松村幸介 (月一七)

通信手 田中健士 (月一五) 北村雅吉 (月一六) 岡部正己 (月一六) 三善幸雄 (月一七) 松村幸介 (月一七)

○京城郵便局 韓國京城

局長 田中次郎 (月一五)

通信手 大立目重晴 (月一三) 比留間豊 (月一五) 田口默翁 (月一五)

通信手 田中次郎 (月一五) 大立目重晴 (月一三) 比留間豊 (月一五) 田口默翁 (月一五)

通信手 田中次郎 (月一五) 大立目重晴 (月一三) 比留間豊 (月一五) 田口默翁 (月一五)

通信手 田中次郎 (月一五) 大立目重晴 (月一三) 比留間豊 (月一五) 田口默翁 (月一五)

通信手 田中次郎 (月一五) 大立目重晴 (月一三) 比留間豊 (月一五) 田口默翁 (月一五)

○元山郵便局 韓國元山津

局長 酒井三郎太 (月一五)

通信手 酒井三郎太 (月一五) 久松 (月一六) 入江 (月一六) 三宅勝三郎 (月一七) 森虎松 (月一七) 細井敬一 (月一七)

通信手 酒井三郎太 (月一五) 久松 (月一六) 入江 (月一六) 三宅勝三郎 (月一七) 森虎松 (月一七) 細井敬一 (月一七)

通信手 酒井三郎太 (月一五) 久松 (月一六) 入江 (月一六) 三宅勝三郎 (月一七) 森虎松 (月一七) 細井敬一 (月一七)

通信手 酒井三郎太 (月一五) 久松 (月一六) 入江 (月一六) 三宅勝三郎 (月一七) 森虎松 (月一七) 細井敬一 (月一七)

通信手 酒井三郎太 (月一五) 久松 (月一六) 入江 (月一六) 三宅勝三郎 (月一七) 森虎松 (月一七) 細井敬一 (月一七)

○木浦郵便局 韓國木浦

局長 生橋米次郎 (月一七)

通信手 生橋米次郎 (月一七) 神谷寬二 (月一七)

通信手 生橋米次郎 (月一七) 神谷寬二 (月一七)

通信手 生橋米次郎 (月一七) 神谷寬二 (月一七)

通信手 生橋米次郎 (月一七) 神谷寬二 (月一七)

通信手 生橋米次郎 (月一七) 神谷寬二 (月一七)

○群山郵便局 韓國群山

局長 川崎 恩郷 (月一五)

通信手 川崎 恩郷 (月一五) 松村 敏顯 (月一五) 松原 制六 (月一五) 菅野 專壽 (月一五) 町田久五郎 (月一四) 村上 佐吉 (月一四)

通信手 川崎 恩郷 (月一五) 松村 敏顯 (月一五) 松原 制六 (月一五) 菅野 專壽 (月一五) 町田久五郎 (月一四) 村上 佐吉 (月一四)

通信手 川崎 恩郷 (月一五) 松村 敏顯 (月一五) 松原 制六 (月一五) 菅野 專壽 (月一五) 町田久五郎 (月一四) 村上 佐吉 (月一四)

通信手 川崎 恩郷 (月一五) 松村 敏顯 (月一五) 松原 制六 (月一五) 菅野 專壽 (月一五) 町田久五郎 (月一四) 村上 佐吉 (月一四)

通信手 川崎 恩郷 (月一五) 松村 敏顯 (月一五) 松原 制六 (月一五) 菅野 專壽 (月一五) 町田久五郎 (月一四) 村上 佐吉 (月一四)

○上海郵便局 清國上海

局長 後藤 久吉 (月一〇)

通信手 後藤 久吉 (月一〇) 羽生 定七 (月一〇) 諸井兼治郎 (月一〇)

通信手 後藤 久吉 (月一〇) 羽生 定七 (月一〇) 諸井兼治郎 (月一〇)

通信手 後藤 久吉 (月一〇) 羽生 定七 (月一〇) 諸井兼治郎 (月一〇)

通信手 後藤 久吉 (月一〇) 羽生 定七 (月一〇) 諸井兼治郎 (月一〇)

通信手 後藤 久吉 (月一〇) 羽生 定七 (月一〇) 諸井兼治郎 (月一〇)

○芝罘郵便局 清國芝罘

局長 高垣 徳治 (月一三)

通信手 高垣 徳治 (月一三) 藤本 精一 (月一三) 関口道三郎 (月一三)

通信手 高垣 徳治 (月一三) 藤本 精一 (月一三) 関口道三郎 (月一三)

通信手 高垣 徳治 (月一三) 藤本 精一 (月一三) 関口道三郎 (月一三)

通信手 高垣 徳治 (月一三) 藤本 精一 (月一三) 関口道三郎 (月一三)

通信手 高垣 徳治 (月一三) 藤本 精一 (月一三) 関口道三郎 (月一三)

○鎮南浦郵便局 韓國鎮南浦

局長 東條源太郎 (月一六)

通信手 東條源太郎 (月一六) 星野波次郎 (月一六) 南枝 知一 (月一六)

通信手 東條源太郎 (月一六) 星野波次郎 (月一六) 南枝 知一 (月一六)

通信手 東條源太郎 (月一六) 星野波次郎 (月一六) 南枝 知一 (月一六)

通信手 東條源太郎 (月一六) 星野波次郎 (月一六) 南枝 知一 (月一六)

通信手 東條源太郎 (月一六) 星野波次郎 (月一六) 南枝 知一 (月一六)

○天津郵便局 清國天津

局長 河合 功一 (月一七)

通信手 河合 功一 (月一七) 稻葉正太郎 (月一七) 宮下 三夫 (月一七) 越田佐一郎 (月一七)

通信手 河合 功一 (月一七) 稻葉正太郎 (月一七) 宮下 三夫 (月一七) 越田佐一郎 (月一七)

通信手 河合 功一 (月一七) 稻葉正太郎 (月一七) 宮下 三夫 (月一七) 越田佐一郎 (月一七)

通信手 河合 功一 (月一七) 稻葉正太郎 (月一七) 宮下 三夫 (月一七) 越田佐一郎 (月一七)

通信手 河合 功一 (月一七) 稻葉正太郎 (月一七) 宮下 三夫 (月一七) 越田佐一郎 (月一七)

○北京郵便局 清國北京

局長 中村小一郎 (月一七)

通信手 中村小一郎 (月一七) 益衛 宗利 (月一七) 湯淺 宗利 (月一七)

通信手 中村小一郎 (月一七) 益衛 宗利 (月一七) 湯淺 宗利 (月一七)

通信手 中村小一郎 (月一七) 益衛 宗利 (月一七) 湯淺 宗利 (月一七)

通信手 中村小一郎 (月一七) 益衛 宗利 (月一七) 湯淺 宗利 (月一七)

通信手 中村小一郎 (月一七) 益衛 宗利 (月一七) 湯淺 宗利 (月一七)

○平壤郵便局 韓國平壤

局長 三好 常造 (月一四)

通信手 三好 常造 (月一四) 實之 (月一四) 由良 團一 (月一四) 蒲生 群平 (月一四) 村尾市太郎 (月一四)

通信手 三好 常造 (月一四) 實之 (月一四) 由良 團一 (月一四) 蒲生 群平 (月一四) 村尾市太郎 (月一四)

通信手 三好 常造 (月一四) 實之 (月一四) 由良 團一 (月一四) 蒲生 群平 (月一四) 村尾市太郎 (月一四)

通信手 三好 常造 (月一四) 實之 (月一四) 由良 團一 (月一四) 蒲生 群平 (月一四) 村尾市太郎 (月一四)

通信手 三好 常造 (月一四) 實之 (月一四) 由良 團一 (月一四) 蒲生 群平 (月一四) 村尾市太郎 (月一四)

○牛莊郵便局 清國牛莊

局長 前田 振次郎 (月一七)

通信手 前田 振次郎 (月一七) 手島 政美 (月一七) 三島廣太郎 (月一七) 松崎 健三 (月一七)

通信手 前田 振次郎 (月一七) 手島 政美 (月一七) 三島廣太郎 (月一七) 松崎 健三 (月一七)

通信手 前田 振次郎 (月一七) 手島 政美 (月一七) 三島廣太郎 (月一七) 松崎 健三 (月一七)

通信手 前田 振次郎 (月一七) 手島 政美 (月一七) 三島廣太郎 (月一七) 松崎 健三 (月一七)

通信手 前田 振次郎 (月一七) 手島 政美 (月一七) 三島廣太郎 (月一七) 松崎 健三 (月一七)

○蘇州郵便局 清國蘇州

局長 小川 政藏 (月一七)

通信手 小川 政藏 (月一七) 堀 政雄 (月一七) 直孝 (月一七)

通信手 小川 政藏 (月一七) 堀 政雄 (月一七) 直孝 (月一七)

通信手 小川 政藏 (月一七) 堀 政雄 (月一七) 直孝 (月一七)

通信手 小川 政藏 (月一七) 堀 政雄 (月一七) 直孝 (月一七)

通信手 小川 政藏 (月一七) 堀 政雄 (月一七) 直孝 (月一七)

○杭州郵便局

清國杭州
局長 分任出前渡邊彌太郎

○福州郵便局

清國福州
局長 分任出前戸田 正夫
遠藤 重藏

○廈門郵便局

清國廈門
局長 分任出前野 藤郎
分任出前熊澤桂太郎
古川 麟

○南京郵便局

清國南京
局長 分任出前宮本 信照

○漢口郵便局

清國漢口
局長 分任出前二橋 季男
分任出前中野 勇吉

○沙市郵便局

清國沙市
局長 分任出前鈴木 祿壽

○汕頭郵便局

清國汕頭
局長 分任出前出山 治作

○韓國出張

一等郵便局長 三等一級
從五勳六池田十三郎
芝田金藏二九

通信事務官

正七深野 半藏
赤山高樹一五

通信技師

正六岡本桂次郎
田邊良三郎

通信手

正八勳八舞田 渡邊
勳八八田 實久敦
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作

通信手

正八勳八舞田 渡邊
勳八八田 實久敦
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作

通信手

正八勳八舞田 渡邊
勳八八田 實久敦
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作

通信手

正八勳八舞田 渡邊
勳八八田 實久敦
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作
勳七山崎 友作

○鐵道會議

鐵道會議規則 勳治二十七年八月(抄)
一鐵道會議ハ遞信大臣ノ監督ニ屬シ鐵道敷設
法第十五條ニ掲クル事項ヲ審議シ及鐵道ニ
關スル事項ニ就キ遞信大臣ノ諮詢ニ應ジ意
見ヲ開申スルモノトス
二鐵道會議ハ鐵道ニ關スル事項ニ就キ主任各
省大臣ニ建議スルコトヲ得
三鐵道會議ハ專務整理ノ爲メ規則ヲ議定シ遞
信大臣ノ認可ヲ受クヘシ
四鐵道會議ハ議長一人議員二十一人以上ヲ以
テ之ヲ組織ス
五遞信省高等官四人陸軍省及參謀本部高等官
二人海軍省及海軍軍令部高等官二人内務省
大藏省農商務省高等官各一人ハ議員ニ加フ
ヘキモノトス
六特別ノ事件ヲ審議スル爲メ臨時必要ノ場合
ニ於テ前條定員ノ外臨時議員ヲ命スルコト
ヲ得

一議長ハ勅任官ヲ以テ之ニ充ツ
高等官ノ内ヨリ命スヘキ議員ハ所屬大臣ノ
奏請ニ依リ其ノ他ノ議員及臨時議員ハ遞信
大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
二議長ハ議事規則ニ依リ議事ヲ整理シ會議ノ
決議ヲ遞信大臣及主任各省大臣ニ具申ス
三議長事務ヲ代理セシム
四鐵道會議ニ幹事一人ヲ置キ遞信省高等官ヲ
以テ之ニ充ツ
五幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
六鐵道會議ニ書記ヲ置ク議長及幹事ノ指揮ヲ
承ケ庶務ニ從事ス
七書記ハ遞信屬ヲ以テ之ニ充ツ

議長 陸軍大將 兒玉源太郎
議員 内務次官 山縣 伊三郎
大藏次官 陸軍博士 阪谷 芳郎
陸軍中將 石本 新六郎
陸軍少將 大澤 界雄
海軍中將 伊集院 五郎
海軍中將 齋藤 實
農商務次官 和田 彦次郎
遞信次官 田 健治郎
鐵道作業局長 官工學博士 平井 晴二郎
遞信技師 工學博士 野村 龍太郎
遞信省鐵道局長 山之内 一次
從三子井 上 勝
赤池池長 一

從三子岡部 長職
北條高田 元高田千堂
世五
從三子堀田 正養
牛、二十勳二七
正富田 鐵之助
小大勳一七
正岡 島武之助
麻榮一五一
從四、法學博士 鳩山 和夫
小、書判、七
佐々 友房
勳富士見、五七
多田 作兵衛
芝南佐久間、二
板東 勸五郎
京、跡地、二六
望月 右内
京南八丁堀、一〇
正五 伊藤 大八
勳、五番、二
白石 直治
京、資料、七一
西村 眞太郎
芝、二本橋、二二三
遞信書記官 藤田 虎力
遞信屬 永田源太郎
遞信屬 渡部 秀松

臺灣總督府

臺北廳大加納堡臺北西門街

臺灣總督府官制 明治三十年十月十二號(抄)

臺灣總督府ニ臺灣總督ヲ置ク

總督ハ臺灣及澎湖列島ヲ管轄ス

總督ハ親任トシ陸海軍大將若ハ中將ヲ以テ之ニ充ツ

總督ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ内務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

總督ハ軍政及陸海軍軍人軍屬ノ人事ニ關シテハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ防禦作戰並動員計畫ニ關シテハ參謀總長若ハ海軍軍令部長、陸軍軍令部長ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承ク

總督ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發シ之ニ禁錮一年以下又ハ罰金二百圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

總督ハ其ノ管轄區域内ノ防備ノ事ヲ掌ルル爲ニ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ内務大臣陸軍大臣海軍大臣參謀總長及海軍軍令部長ニ之ヲ報告スヘシ

明治二十九年法律第六十三號第二條又ハ第四條ノ勅裁ヲ請フトキハ内務大臣ヲ經由スヘシ

總督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ地ノ守備隊長若ハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

總督ハ廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違

臺灣總督府

ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ委任文官ノ進退上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

總督ハ内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ敘位敘勳ヲ上奏ス

總督ハ所部文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ竝ニ委任官ノ免官ハ内務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏シ其ノ他ハ之ヲ專行ス

總督府ニ總督官房ヲ置ク

總督官房ニ副官二人及專任秘書官二人ヲ置ク機密ニ關スル事務ヲ掌ル

副官ハ陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ

秘書官ハ委任トス

總督府ニ民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚ヲ置ク陸海軍幕僚條例ハ別ニ之ヲ定ム

民政部ハ行政司法ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

民政部ニ警察本署及左ノ五局ヲ置ク

總務局

通信局

殖産局

土木局

通信局ニ測候所及燈臺ヲ附屬セシム

總督官房警察本署及各局ノ事務ノ分掌及其ノ分課ハ總督之ヲ定ム

總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

民政長官	一人	勅任
參事官長	一人	勅任又ハ委任
警視總長	一人	勅任又ハ委任
局長	四人	勅任又ハ委任
參事官	專任四人	委任
專務官	專任十二人	委任
警視官	專任三人	委任
稅務官	專任三人	委任
技師	專任十六人	委任
海軍官	專任四人	委任
翻譯官	專任五人	委任
警部	專任三百二十八人	判任
技手		
通譯		

各測候所ヲ通シテ技師一人技手二十二二人ヲ置キ各燈臺ヲ通シテ看守三十七人ヲ置ク測候所技師ハ委任測候所技手及燈臺看守ハ判任トス

一 民政長官ハ總督ヲ佐ケ部務ヲ總理シ各局署ノ事務ヲ監督ス

一 參事官長ハ總督及民政長官ヲ佐ケ、總務局長ト爲リ及審議立案ニ關スル事務ヲ管理ス

一 警視總長ハ警察本署ノ長トナリ總督及民政長官ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ專急ナル場合ニ在テハ其ノ主管事務ニ付廳長以下ヲ指揮スルコトヲ得

一 局長ハ總督及民政長官ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス

一 參事官ハ上官ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル

一 專務官ハ上官ノ命ヲ承ケ總督官房又ハ各局署ノ事務ヲ助ク

一 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ總督官房又ハ各局

五 石尾 積六 石村嘉太郎
 六 八幡尾 善夫 本間 四郎
 七 正野村 一郎

技師
 正野村 一郎
 臺北基隆市區 田島 齊造
 陸軍技師 田 東吾

技手
 七 安藤善太郎 山口 茂樹
 三 山名平之進 田中 泰吉
 四 高井 石藏 瀧 幾太郎
 五 後藤麟三郎 瀧 幾太郎
 五 水野 多門 中根 眞吉
 五 陸山 萬藏 金子 左久
 五 鈴木 横尾 善夫 石村嘉太郎
 七 高崎 才藏 矢田貝 靜睦
 七 才藏 落合三男次

經理課
 總督府海軍官堀内 廣助
 總督府海軍官千葉 萬壽

事務官
 築港局事務官今井周二郎

屬
 小池 多朗 三 從七、八、九、林 禮藏

臺灣總督府評議會
 一 臺灣總督府評議會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス
 總督 宗像計太郎
 評議員 櫻井 流三 宮 郁
 土肥 次郎 大 横田寛太郎
 高橋 九郎
 內務省參事官熊谷喜一郎
 臨時臺灣總督府事務官淺田 知定
 求 (參) 務島黒川 真知

總督ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項職員ノ外會議ノ事件ニ關係アル文武官ニ命シテ臨時其ノ議事ニ參與セシムルコトヲ得但シ決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
 事務官及兼任參事官ニシテ評議員タルヘキ者ハ臺灣總督定ムル所ノ規程ニ依ル
 一 評議會ハ明治二十九年法律第六十三號ニ依ル命令ヲ議決スルモノトス
 一 評議會ハ總督ヲ以テ議長トシ議長事故アルトキハ出席員中ノ官等最モ高キ者之ヲ代理ス
 一 評議會ノ議案ハ總督之ヲ發ス
 一 評議會ノ會議ハ總員半數以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス
 一 評議會ノ會議ハ出席員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 一 總督ハ何時タリトモ既ニ發シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得
 一 總督ニ於テ評議會ノ議決ニ同意スヘカラスト認ムルトキハ其ノ理由ヲ付シテ再議ヲ求ムルコトヲ得
 一 評議會ニ幹事一人及書記若干人ヲ置ク幹事ハ參事官書記ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ
 一 幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上官ノ命ヲ承ケ出席員ノ氏名會議ノ事件及議決ノ要旨ヲ筆記スヘシ
 議長 總督兒玉源太郎
 評議員 民政長官後藤 新平
 參事官長石塚 英藏

通譯
 (手當年八四〇)
 (手當年五八〇)
 (手當年四八〇)
 第二部
 部長 總督府專賣局囑託愛久澤直哉
 參事官大津 麟平
 尾 舜治
 補助委員(手當年二〇〇)
 書記(手當年四二〇)
 田原禎次郎
 木崎莊一郎
 大木 熊雄
 安西 久
 大山茂三郎

覆審法院檢察官長尾 立 維孝
 警視總長大島 久 滿次
 陸軍幕僚參謀長谷 田 文衛
 覆審法院長鈴木 宗言
 財務局長祝 辰巳
 事務官中 村 是公
 通信局長鹿子木小五郎
 參事官大内丑之助
 參事官持地六三郎
 參事官大津 麟平
 海軍參謀長山本 正勝
 事務官手島兵次郎
 參事官竹島慶四郎
 參事官關屋貞三郎
 參事官賀來佐賀太郎
 參事官大津 麟平
 幹事 馬齋藤 參吉
 書記 馬伊藤 宗也 馬瀨能 莊一

臨時臺灣舊慣調查會
 臨時臺灣舊慣調查會規則 明治三十四年十月十四日
 一 臨時臺灣舊慣調查會ハ臺灣總督ノ監督ニ屬シ法制及農工商經濟ニ關スル舊慣ヲ調査ス
 一 臨時臺灣舊慣調查會ハ會長一人委員十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

第一會
 會長 民政長官後藤 新平
 委員 岡松參太郎
 正七石井 爲吉
 砂田熊右衛門
 補助委員
 (手當年二〇〇) 水梨良三郎
 (手當年一〇八〇) 平塚半治郎
 (手當年一〇八〇) 山本 留藏
 (手當年一〇二〇) 上内恒三郎
 (手當年一〇二〇) 安藤 靜
 (手當年五二〇) 矢野文太郎
 (手當年五二〇) 林田 道利

臺灣總督府法院條例 明治三十一年八月(抄)
 一 臺灣總督府法院ハ臺灣總督ニ直屬シ民事刑事ノ裁判ヲ爲スコトヲ掌ル
 一 臺灣總督府法院ヲ分テ地方法院及覆審法院トス但地方法院ノ管内ニ一若ハ二以上ノ地方法院出張所ヲ置クコトヲ得
 一 地方法院及其出張所ノ設立廢止及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
 一 地方法院ハ其管轄區域内ニ於ケル民事刑事ノ第一審裁判及刑事ノ豫審ヲ爲ス所トス
 一 覆審法院ハ臺灣總督府所在地ニ一箇所ヲ置キ各地方法院ノ裁判ヲ覆審シ及裁判管轄ニ關スル申請ヲ裁判ス
 一 各法院ニ判官ヲ置ク
 一 判官ハ勅任又ハ委任トス臺灣總督之ヲ補職裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格アル者ニアラサレハ判官タルコトヲ得ス

臺灣總督府

六〇八

一各法院ニ院長ヲ置ク判官ヲ以テ之ニ補ス
院長ハ其院一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督ス
上級法院ノ院長ハ下級法院ノ行政事務ヲ監督ス
院長事故アルトキハ上席判官其職務ヲ代理ス
一各法院ハ單獨判官ヲ以テ總テノ事件ヲ審問裁判ス
一覆審法院ニ若ハ二以上ノ部ヲ設ケ各部ニ部長ヲ置ク判官ヲ以テ之ニ補ス但院長ヲ以テ一部ノ長ニ充ツ
各部ハ部長一人判官二人ヲ以テ組織シ總テノ事件ヲ審問裁判シ部長ヲ其裁判長ト爲ス
部長ハ其部ノ事務ヲ監督ス
一各法院ニ臺灣總督ニ直屬シ其管轄區域ハ各法院ノ管轄區域ニ同シ
各檢察局ニ檢察官ヲ置ク
檢察官ハ勅任又ハ奏任トシ臺灣總督之ヲ補職ス
一檢察官ハ司法警察官ヲ指揮監督シ刑事訴訟ヲ爲シ其裁判ノ執行ヲ指揮監督シ法院所管ノ事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス
上級法院ノ檢察官ハ下級法院ノ檢察官ヲ指揮監督ス
一各法院檢察官ノ職務ハ當分ノ内務部長又ハ警部ラシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得
一各檢察局ニ檢察官長ヲ置ク檢察官ヲ以テ之ニ補ス但當分ノ内務任檢察官長ヲ置カス檢察官ヨリ之ヲ兼補スルコトヲ得
檢察官長ハ檢察局ノ事務ヲ指揮監督ス
檢察官長事故アルトキハ上席檢察官其職務ヲ代理ス

一各法院及檢察局ニ通譯ヲ置ク
通譯ハ委任又ハ判任トシ臺灣總督之ヲ補職ス
通譯ハ前項ノ外上官ノ命ヲ承ケ翻譯ニ從事ス
一各法院及檢察局ニ書記ヲ置ク
書記ハ判任トシ臺灣總督之ヲ補職ス
書記ハ民事刑事ノ審判ニ關スル準備ヲ爲シ法廷ニ立會調書ヲ作り及一切ノ訴訟記録ヲ整理保管ス
書記ハ前項ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ法院ニ於ケル諸般ノ事務ニ從事ス
一判官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス
第一 公然政事ニ關係スルコト
第二 政黨政派ニ加入スルコト
第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト
第四 商業ヲ營ムコト
一判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニアサレハ其意ニ反シテ免官轉官セラルルコトヲ得
一判官身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ臺灣總督ハ覆審法院ノ總會ノ議決ヲ經テ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得
一臺灣總督ハ必要ト認ムルトキハ判官ニ休職ヲ命スルコトヲ得
一休職判官ハ職ヲ執ラサルノ外在職者ニ同シ
一法院又ハ檢察局ハ各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互ニ法律上ノ共助ヲ爲ス

臺灣總督府法院職員定員 年明八月三十一日
第七百一號(抄)
一判官檢察官ノ各職ニ付其ノ專任定員ヲ定ムルコト左ノ如シ
覆審法院長 一人
覆審法院部長 一人
覆審法院判官 五人
覆審法院檢察官長 一人
覆審法院檢察官 一人
地方法院長 二人
地方法院判官 十五人
地方法院檢察官長 二人
地方法院檢察官 五人
地方法院檢察官 五人
通譯各院ヲ通シテ專任百九十一人
通譯各院ヲ通シテ專任三十五人

○覆審法院 臺北廳文武街 三丁目一番戶
院長 二等中級 總督府評議 鈴木 宗言
判官 文正五 勳四 長官會
部長 四等四級 懲戒委員 正大 勳大 安井 勝次
判官 四等六級 懲戒委員 正大 勳大 原 誠 一
四等六級 懲戒委員 正大 勳大 野猪之八
四等六級 關稅及出港稅 高田 富藏
四等六級 覆審委員 正大 勳大 高田 富藏
東門街二丁目第三號 官舍

臺灣總督府

六〇九

豫備懲戒委員 井 乾助
豫備懲戒委員 早川 彌三郎
臺北地方法院判官 岡十次郎
通譯 大九級 信 敬
書記 江島 眞輝 二 釘町 庄太夫
監督 中村 泰忠 五 伊藤 正介
四 鈴木 祐一 五 久保村 三郎
五 荒谷 喜代治 六 湯淺 兼兵衛 藏一
通譯 佐藤 房太郎 九 上島 專藏
五 陳 文 溪 (卷) 檢察局 施 錫 文
五 臺北地方 有馬 貞吉
○檢察官 總督府評議 尾立 維孝
檢察官長 二等下級 會員 正五 勳四 文武街三丁目法院官舍
四等五級 正六 勳大 西 內 金 吾
臺北地方法院檢察官 小野 得一 郎
監督 鈴木 善建 四 波多野 利三 郎
大 增田 梅太郎

○臺北地方法院 臺北文武街 三丁目
院長 二級 關稅出港稅 寺島 小五郎
判官 覆審委員 豫備懲戒委員 從五 勳大 文 溪 錫 文
覆審法院判官 原 誠 一
覆審法院判官 高田 富藏
覆審法院判官 早川 彌三郎
正六 勳大 安井 勝次 郎
從六 勳大 岡十次郎
從七 勳大 小野 隆太郎
正七 勳大 內 信
正七 勳大 伊藤 政重
監督 田中 勝三郎 四 中野 順三郎
五 市 成 乙 重 四 七 白 水 健 吉
五 淺野 晉 五 蘆谷 安次
五 渡邊 初二 五 中目 尙房
大 田中 邦太郎 五 佐甲 恒吉
大 角田 泰策 六 松田 貞三郎

○新竹出張所 新竹廳竹北一堡 新竹城内
判官 市 成 乙 重 (卷) 覆審委員 陳 文 溪
判官 有馬 貞吉 八 祝 藏
判官 鄭 蘭 汀 勳八 韓 勳夫
四等六級 正六 勳大 望 月 恆 造
臺北地方法院判官 大 內 信
監督 大友 傳三郎 五 西川 熊治
六 伊地知 直隆 六 佐々木 東 始 郎
七 中岡 長助 七 森下 宗 平
七 佐伯 達 人
通譯 八 有馬 傳 藏 七 陳 阿 來

○宜蘭出張所 石川新太郎
 宜蘭廳本城堡宜蘭街
 判官 王六助五木 付 篤
 書記 鶴本甲子録 五
 木村 庸彦 六

○臺中出張所 正天渡邊 啓太
 臺中廳藍興堡臺中街
 判官 柳原 右助
 書記 嶋尾文太郎 五
 若井 銀三 五
 鈴木 左三 六
 多賀谷平六 六
 津野田是香 八

○臺北地方法院檢察局 臺北廳臺北文
 武街三丁目
 檢察官 文官普通 松井 四郎
 懲戒委員 松井 四郎
 書記 野口 有國
 山口 金松 五
 淺野 俊彦 五
 大山 正道 六
 久栖 太郎 六
 關口 中一 六
 關口 三郎 六
 江村 太郎 七
 小松 又吉 七
 黒木 實信 七
 寺澤松次郎 八
 栗本 義壽 八
 渡久地才助 九
 森内 美穂 九

○新竹出張所 西川 義祐
 新竹廳竹北一
 院檢察官 朽木 義春
 書記 岩崎敬太郎 七
 高木教四郎 七
 鳳山廳大竹里
 鳳山街
 判官 川上 和一
 書記 正八鷹見 正雄 九
 新井 良吾 九

○臺南地方法院檢察局 臺南廳臺南
 仁厚境街
 檢察官 正八鷹見 正雄 九
 新井 良吾 九
 通譯 岩崎敬太郎 七
 高木教四郎 七
 鳳山廳大竹里
 鳳山街
 判官 川上 和一
 書記 正八鷹見 正雄 九
 新井 良吾 九

○臺南地方法院檢察局 臺南廳臺南
 仁厚境街
 檢察官 正八鷹見 正雄 九
 新井 良吾 九
 通譯 岩崎敬太郎 七
 高木教四郎 七
 鳳山廳大竹里
 鳳山街
 判官 川上 和一
 書記 正八鷹見 正雄 九
 新井 良吾 九

○宜蘭出張所 友成富次郎
 宜蘭廳本城堡
 判官 友成富次郎
 書記 友成富次郎

○臺中出張所 正天津 田 毅一
 臺中廳藍興堡
 判官 田 毅一
 書記 田 毅一

○臺北地方法院 仁厚境街
 院長 三野四郎
 書記 松井 安彦 六
 朝吹 教善 六
 松井 安彦 八
 頼雨 若

○臺南地方法院 仁厚境街
 院長 三野四郎
 書記 松井 安彦 六
 朝吹 教善 六
 松井 安彦 八
 頼雨 若

○臺南地方法院 仁厚境街
 院長 三野四郎
 書記 松井 安彦 六
 朝吹 教善 六
 松井 安彦 八
 頼雨 若

○臺南地方法院 仁厚境街
 院長 三野四郎
 書記 松井 安彦 六
 朝吹 教善 六
 松井 安彦 八
 頼雨 若

○嘉義出張所 天村上武八郎
 嘉義廳嘉義
 判官 天村上武八郎
 書記 天村上武八郎

○臺南地方法院判官原 玄 朴
 臺南廳臺南
 判官 玄 朴
 書記 玄 朴

○嘉義出張所 正天豐 田 俊助
 嘉義廳嘉義
 判官 正天豐 田 俊助
 書記 正天豐 田 俊助

○嘉義出張所 正天豐 田 俊助
 嘉義廳嘉義
 判官 正天豐 田 俊助
 書記 正天豐 田 俊助

○臺南地方法院判官原 玄 朴
 臺南廳臺南
 判官 玄 朴
 書記 玄 朴

○嘉義出張所 正天豐 田 俊助
 嘉義廳嘉義
 判官 正天豐 田 俊助
 書記 正天豐 田 俊助

○鐵道部 臺北廳大稻埕河
 臺灣總督府鐵道部官制
 部長 松井 安彦 六
 技師長 松井 安彦 六
 技師 松井 安彦 六
 書記 松井 安彦 六
 通譯 松井 安彦 六

○鐵道部 臺北廳大稻埕河
 臺灣總督府鐵道部官制
 部長 松井 安彦 六
 技師長 松井 安彦 六
 技師 松井 安彦 六
 書記 松井 安彦 六
 通譯 松井 安彦 六

○鐵道部 臺北廳大稻埕河
 臺灣總督府鐵道部官制
 部長 松井 安彦 六
 技師長 松井 安彦 六
 技師 松井 安彦 六
 書記 松井 安彦 六
 通譯 松井 安彦 六

一技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工務及運輸ニ關スル事務ヲ分掌ス
一書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及運輸ニ從事ス
一技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術及運輸ニ從事ス
一通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス
一臺灣總督ハ臺灣總督府鐵道部ノ支部又ハ出張所ヲ置クコトヲ得

部長(兼) 民政長官後藤 新平
技師長(兼) 長谷川 謹介

○總務課

課長(兼) 經理課長遠藤 剛太郎

○工務課

課長事務取扱(兼) 長谷川 謹介
事務官(兼) 正七 赤松 壽春

○汽車課

技師長 王渡部 英太郎
事務官 正七 赤松 壽春

○工務課

技師長 王渡部 英太郎
事務官 正七 赤松 壽春

○經理課

課長 陸軍歩兵中尉陸軍 藤 剛太郎
事務官(兼) 陸軍三等軍吏正七 服部 仁藏

○打狗出張所

技師 富澤 正太郎
事務官 正七 新元 鹿之助

○打狗出張所

技師 富澤 正太郎
事務官 正七 新元 鹿之助

○打狗出張所

技師 富澤 正太郎
事務官 正七 新元 鹿之助

○打狗出張所

技師 富澤 正太郎
事務官 正七 新元 鹿之助

正七 朝倉 政次郎
正七 張 令
運輸課勤務小池 慎藏

技師 松田 熊次郎
書記 高橋 宇吉

○運輸課

技師長 井上 長治
技師 三栗 谷直

○汽車課

技師長 岡田 健吉
技師 小島 鐵男

○工務課

技師長 照屋 宏
技師 岡田 健吉

○經理課

課長事務取扱(兼) 長谷川 謹介
事務官(兼) 正七 阿部 惠三郎

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

技師 森田 新造
書記 北野 敬太郎

技師 森田 新造
書記 北野 敬太郎

○運輸課

技師長 井上 長治
技師 三栗 谷直

○汽車課

技師長 岡田 健吉
技師 小島 鐵男

○工務課

技師長 照屋 宏
技師 岡田 健吉

○經理課

課長事務取扱(兼) 長谷川 謹介
事務官(兼) 正七 阿部 惠三郎

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

○打狗出張所

技師長 飯田 豐二
事務官 矢崎 計吉

臺灣總督府專賣局ハ當分ノ内衛生及殖産上ニ關スル事項ヲ兼掌ス

臺灣總督府專賣局ハ之ヲ臺北ニ置ク

臺灣總督府專賣局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長 一人

事務官 專任九人

技師 專任六人

翻譯官 專任三人

書記 專任十八人

技手 專任四十九人

通譯 專任八人

前條定員ノ外必要ニ應シ俸給定額内ニ於テ技師及技手ヲ置クコトヲ得

局長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

局長ハ委任官ノ進退ハ自ラ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ自ラ之ヲ行フ

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

翻譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通譯ノ事務ヲ分掌ス

書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ支局ヲ置クコトヲ得

支局長ハ事務官技師又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

支局長ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ支局一切ノ事務ヲ掌理ス

局長ニ等 評議會員文官普 中村 是公

通試驗委員正五 會後街一丁目長政郡會

局長ニ等 田代六右衛門 五 惠澤貞次郎

大 宗蓮 中一

技師 從大勳大鈴木 益定

課長 從大勳七今 福 結藏

小南門外專賣局第一種 第四號官舎

小南門外專賣局第一種 第五號官舎

製藥課

技師 從大勳大鈴木 益定

課長 從大勳七今 福 結藏

小南門外專賣局第一種 第四號官舎

小南門外專賣局第一種 第五號官舎

事務官 專任九人

技師 專任六人

翻譯官 專任三人

書記 專任十八人

技手 專任四十九人

通譯 專任八人

局長ハ委任官ノ進退ハ自ラ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ自ラ之ヲ行フ

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

翻譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通譯ノ事務ヲ分掌ス

書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ分掌ス

通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ支局ヲ置クコトヲ得

支局長ハ事務官技師又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

支局長ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ支局一切ノ事務ヲ掌理ス

局長ニ等 評議會員文官普 中村 是公

通試驗委員正五 會後街一丁目長政郡會

局長ニ等 田代六右衛門 五 惠澤貞次郎

大 宗蓮 中一

技師 從大勳大鈴木 益定

課長 從大勳七今 福 結藏

小南門外專賣局第一種 第四號官舎

小南門外專賣局第一種 第五號官舎

製藥課

技師 從大勳大鈴木 益定

課長 從大勳七今 福 結藏

小南門外專賣局第一種 第四號官舎

小南門外專賣局第一種 第五號官舎

○鹽務課

書記 三宅 恆四 竹内 龜七

山崎 康雄 五 荒木繁太郎

八田 岩吉 六 野八瀨口 英史

北傳次郎 七

○臺南出張所

技手 臺南鹽臺南

所長 臺南鹽臺南

書記 臺南鹽臺南

技手 臺南鹽臺南

○基隆出張所

主任 基隆鹽臺南

書記 基隆鹽臺南

○新店出張所

主任 野間 常彦

書記 野間 常彦

○苗栗支局

支局長 苗栗廳長家永泰吉郎

書記 苗栗廳長家永泰吉郎

技手 苗栗廳長家永泰吉郎

○油車港支局

支局長 新仔鹽油車港

書記 新仔鹽油車港

技手 新仔鹽油車港

○臺中支局

技師 臺中鹽臺中街

支局長 正七後藤伊左之助

書記 正七後藤伊左之助

技手 正七後藤伊左之助

○鹿港支局

支局長 彰化廳鹿港

書記 彰化廳鹿港

技手 彰化廳鹿港

○布袋嘴支局

支局長 嘉義廳布袋嘴

書記 嘉義廳布袋嘴

技手 嘉義廳布袋嘴

○北門嶼支局

支局長 鹽水港廳北門嶼

書記 鹽水港廳北門嶼

技手 鹽水港廳北門嶼

○臺南支局

支局長 臺南鹽臺南

書記 臺南鹽臺南

技手 臺南鹽臺南

○打狗支局

支局長 鳳山廳打狗

書記 鳳山廳打狗

技手 鳳山廳打狗

○高橋支局

支局長 正七高橋

書記 正七高橋

技手 正七高橋

○水科七三郎

支局長 水科七三郎

書記 水科七三郎

技手 水科七三郎

局長 藤本 五郎
 庶務課長 吉武 常松
 事務官 小野寺 嘉七
 書記 才知 常松
 技師 小野寺 嘉七
 技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣基隆築港局

基隆基隆築港局
 臨時臺灣基隆築港局官制
 明治三十三年八月勅令第三十三號

局長 藤本 五郎
 庶務課長 吉武 常松
 事務官 小野寺 嘉七
 書記 才知 常松
 技師 小野寺 嘉七
 技手 富永長五郎 和田 茂

蔗耕作及砂糖製造ノ改良及獎勵ニ關スル事務ヲ掌理ス

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

技師 小野寺 嘉七

技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

技師 小野寺 嘉七

技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

技師 小野寺 嘉七

技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

技師 小野寺 嘉七

技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

技師 小野寺 嘉七

技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

技師 小野寺 嘉七

技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平

局長 藤本 五郎

庶務課長 吉武 常松

事務官 小野寺 嘉七

書記 才知 常松

臺灣總督府

局長 藤本 五郎
 庶務課長 吉武 常松
 事務官 小野寺 嘉七
 書記 才知 常松
 技師 小野寺 嘉七
 技手 富永長五郎 和田 茂

臨時臺灣基隆築港局

基隆基隆築港局
 臨時臺灣基隆築港局官制
 明治三十三年八月勅令第三十三號

臨時臺灣糖務局

總督府技師長 尾 半平
 局長 藤本 五郎
 庶務課長 吉武 常松
 事務官 小野寺 嘉七
 書記 才知 常松
 技師 小野寺 嘉七
 技手 富永長五郎 和田 茂

六等十二級 正七中村忠誠
 六等十級 修身科教授細目 永澤定一
 六等十二級 正七渡部春藏
 六等十一級 正七志保田銈吉
 六等九級 正七山崎勇
 六等十一級 正七勳大黃葉秋造
 六等十二級 正七竹內左馬次郎
 六等九級 正七小野敏夫
 七等十二級 正七和田彰
 八等(兼) 通信書記正八樋口憲
 助教授 須田小五郎 高橋二三四
 三屋大五郎 加藤元右衛門
 町田永五郎 七仙石吉之助
 稻田盛太郎 內村藤太郎
 須賀金之助 石居友治
 鈴木梅太郎 矢口矢太郎
 鈴木金須 武之 勳八滿江常次郎
 教授永澤定一

教授志保田銈吉
 教授和田彰
 教授高橋二三四
 教授鈴木梅太郎
 教授須賀金之助
 教授武之助
 教授武井雪三
 教授大黃葉秋造
 教授竹內左馬次郎
 教授小野敏夫
 教授和田彰
 教授樋口憲
 教授須田小五郎
 教授三屋大五郎
 教授町田永五郎
 教授稻田盛太郎
 教授須賀金之助
 教授鈴木梅太郎
 教授鈴木金須
 教授武之助
 教授滿江常次郎

第一附屬學校 教授鈴木金次郎
 第二附屬學校 教授加藤元右衛門
 第三附屬高等女學校 教授山崎勇

臺灣總督府醫院官制(明治三十一年六月抄)
 一 臺灣總督府醫院ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ疾
 病ノ診療ニ關スル事ヲ掌ル
 一 各醫院ニ左ノ職員ヲ置ク
 院長
 醫師
 藥局長
 調劑師
 書記
 一 院長ハ各院一人兼任トス
 一 院長ハ醫師ヲ以テ之ヲ兼ベシム
 一 院長ハ委任、醫師及藥局長ハ奏任又ハ判任
 トシ調劑師及書記ハ判任トス
 一 院長ハ臺灣總督ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌理シ所
 屬職員ヲ監督ス
 一 醫師、藥局長、藥局長ハ院長ノ命ヲ承ケ診療
 一 調劑師及書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ各主務ニ
 從事ス
 一 醫院ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

臺灣地方病及傳染病調查委員
 臺灣中央衛生會委員
 臺灣地方病及傳染病調查委員
 川合百太郎
 內次雄
 義雄
 田垣藏
 山下勇夫

基隆醫院 院長高柳元六郎
 臺中醫院 院長新田芳次郎
 臺南醫院 院長高木元大
 嘉義醫院 院長嘉義元帥願
 鳳山醫院 院長伯七
 宜蘭醫院 院長廣下宣光
 臺東醫院 院長高村儀作
 臺北醫院 院長野純藏

新竹醫院 院長事務取扱 港檢疫官 芳澤鷹之助
 臺南醫院 院長事務取扱 臺南廳臺南天地底街 尾知明
 嘉義醫院 院長事務取扱 嘉義廳嘉義元帥願 野純藏
 鳳山醫院 院長事務取扱 鳳山廳鳳山城內 堀底街 堀底街
 宜蘭醫院 院長事務取扱 宜蘭廳本城堡東門街 志水重祝
 臺東醫院 院長事務取扱 臺東廳卑南街 一丁目 黑萩重丸
 臺北醫院 院長事務取扱 臺北廳卑南街 一丁目 黑萩重丸

臺灣地方病及傳染病調查委員
 臺灣中央衛生會委員
 臺灣地方病及傳染病調查委員
 川合百太郎
 內次雄
 義雄
 田垣藏
 山下勇夫

基隆醫院 院長高柳元六郎
 臺中醫院 院長新田芳次郎
 臺南醫院 院長高木元大
 嘉義醫院 院長嘉義元帥願
 鳳山醫院 院長伯七
 宜蘭醫院 院長廣下宣光
 臺東醫院 院長高村儀作
 臺北醫院 院長野純藏

新竹醫院 院長事務取扱 港檢疫官 芳澤鷹之助
 臺南醫院 院長事務取扱 臺南廳臺南天地底街 尾知明
 嘉義醫院 院長事務取扱 嘉義廳嘉義元帥願 野純藏
 鳳山醫院 院長事務取扱 鳳山廳鳳山城內 堀底街 堀底街
 宜蘭醫院 院長事務取扱 宜蘭廳本城堡東門街 志水重祝
 臺東醫院 院長事務取扱 臺東廳卑南街 一丁目 黑萩重丸
 臺北醫院 院長事務取扱 臺北廳卑南街 一丁目 黑萩重丸

第一附屬學校 教授鈴木金次郎
 第二附屬學校 教授加藤元右衛門
 第三附屬高等女學校 教授山崎勇

臺灣總督府醫院官制(明治三十一年六月抄)
 一 臺灣總督府醫院ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ疾
 病ノ診療ニ關スル事ヲ掌ル
 一 各醫院ニ左ノ職員ヲ置ク
 院長
 醫師
 藥局長
 調劑師
 書記
 一 院長ハ各院一人兼任トス
 一 院長ハ醫師ヲ以テ之ヲ兼ベシム
 一 院長ハ委任、醫師及藥局長ハ奏任又ハ判任
 トシ調劑師及書記ハ判任トス
 一 院長ハ臺灣總督ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌理シ所
 屬職員ヲ監督ス
 一 醫師、藥局長、藥局長ハ院長ノ命ヲ承ケ診療
 一 調劑師及書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ各主務ニ
 從事ス
 一 醫院ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

臺灣地方病及傳染病調查委員
 臺灣中央衛生會委員
 臺灣地方病及傳染病調查委員
 川合百太郎
 內次雄
 義雄
 田垣藏
 山下勇夫

書記

森谷 悦三 八 櫻田 時憲
澎湖醫院 澎湖廳東 西海媽
宮城南町
院長事務取扱 從六、勳五 澤田總五郎
醫員 五等八級 澎湖醫院醫務長會
高橋芳三郎
藥局長 四 眞玉橋朝勇
書記 八長谷川豐三郎 六

醫學學校

臺北府後街

臺灣總督府醫學學校官制 明治三十二年
三月勅令第九
號十五(抄)
一 臺灣總督府醫學學校ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ
醫師ヲ養成スル所トス
一 臺灣總督府醫學學校ニ左ノ職員ヲ置ク
校長 一人 奏任トシ臺灣總督ノ命ヲ承ケ校
務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
一 校長ハ教授ヲ以テ之ヲ兼ネシム
一 助教授ハ專任五人奏任トシ生徒ノ教授ヲ掌ル
職務ヲ助ク
一 舍監ハ專任一人奏任又ハ判任トシ校長ノ指
揮ヲ承ケ生徒ノ取締ニ關スル事務ヲ掌ル
舍監ハ教授又ハ助教授ヲ以テ之ヲ兼ネシム
ルコトヲ得
一 書記ハ專任五人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ
庶務會計ニ從事ス

校長

醫學教授 高木 友枝

臺灣地方病及傳染
病調査委員同幹事
臺北基隆市街計畫
委員臺北街給水
調査委員臨時衛生
委員同幹事衛生課
長防疫課長中央衛
生會幹事中央衛生
會委員從五

醫院醫長 野 純藏
醫院醫長 添 正道
醫院醫長 岸 一太
醫院醫長 大鳥 次郎
醫院醫長 川合百太郎

助教授
從六、勳五 堀内 次雄
從七、尾見 義雄
從七、田 坦藏
從七、吉田 裕藏
從七、新築 七郎
從七、吉田 坦藏
從七、吉田 裕藏
從七、新築 七郎

書記

助教授今 裕 四 瀧野 彌市
助教授新築 七郎
從六、勳五 岩城喜十郎 四 岡本鐵太郎
從八、青山 三七 九 林 昭

郵便及電信局

臺灣總督府郵便及電信局官制 明治
三十二年一月勅令第九
號第六(抄)
一 臺灣總督府郵便及電信局ハ臺灣總督ノ管理
ニ屬シ郵便、電信ノ業務ヲ掌理ス
一 郵便及電信局ヲ分テ一等郵便電信局、二等
郵便電信局、二等郵便局、二等電信局、三等郵
便電信局、三等郵便局、三等電信局トス
一 臺灣總督府ノ指定スル一等郵便電信局、二等
郵便電信局ニ於テハ電話業務、電信電話建
築事務ヲ兼掌ス
臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ郵便及電信ノ
支局所ヲ置キ郵便、電信及電話ノ業務ヲ分
掌セシムルコトヲ得
一 郵便及電信局ニ左ノ職員ヲ置ク
局長
一等郵便電信局
通信事務官
通信書記
通信書記補
二等郵便電信局、二等郵便局、二等電信局
局長

三等郵便電信局、三等郵便局、三等電信局

局長
二等郵便電信局ニハ通信事務官補ヲ置クコ
トヲ得
電信電話建築事務ヲ兼掌スル郵便電信局ニ
ハ通信技師通信技手ヲ置ク
一 一等郵便電信局長ハ通信事務官ヲ以テ之ニ
充ツ臺灣總督ノ命ヲ承ケ一切ノ局務ヲ掌理
ス
一 二等郵便電信局長ハ通信事務官補又ハ通信
書記ヲ以テ之ニ充ツ臺灣總督ノ指揮監督ヲ
承ケ局務ヲ掌理ス
一 二等郵便局長、二等電信局長ハ通信書記ヲ
以テ之ニ充ツ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ局
務ヲ掌理ス
一 三等郵便電信局長、三等郵便局長、三等電信
局長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス
一 通信技師ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ技術ニ關
スル事務ヲ掌ル
一 通信書記ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ技術ニ從
事ス
通信技手ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ技術ニ關
スル事務ニ從事ス
通信書記補ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ書記ノ
事務ヲ助ク
一 通信事務官ハ奏任トシ專任二人ヲ以テ定員
トス
通信事務官補ハ奏任トシ專任四人ヲ以テ定
員トス
通信技師ハ奏任トシ專任二人ヲ以テ定員ト
局長ハ判任トス

通信書記、通信技手、通信書記補ハ判任トシ
其ノ定員ハ通シテ五百二十四人トス
通信事務官、通信事務官補、通信技師、通信書
記、通信技手、通信書記補ハ臨時命ヲ承ケ臺
灣總督府民政部通信局ノ事務ヲ助ク
一 郵便及電信局所ノ名稱、位置及其ノ區域ハ
臺灣總督之ヲ定ム
一 臺灣ニ於ケル郵便及電信ニ關スル事務ハ通
信大臣ノ監督ニ屬セシム 明治三十九年三月
勅令第九十八號

臺北郵便電信局(一等)臺北廳

局長 從六、勳五 曾 彌 彌
通信書記 岡 儀三郎
通信書記補 岡 儀三郎
通信書記 三 根 六郎
通信書記補 上田 光三郎
通信書記 池松 安虎
通信書記補 菊川 博愛
通信書記 中川 善郎
通信書記補 三 吉 幸助
通信書記 玉井 謙助
通信書記補 大島 熊吉
通信書記 手代木 次郎
通信書記補 武田 壯一
通信書記 伊東 四郎
通信書記補 深田 善治

通信書記補 甲三 (月一四) 勳八 吉田治郎 八
岸 邦吉 (月一三) 下田 敬齋
收 綱丸 (月一八) 石橋 岩太
矢野 伴一 (月一八) 荒木 保
阿南 久吉 (月一八) 石崎 淳治
船岡盛太郎 (月一八) 吉田 虎市
通信事務官 林 慶次郎 (月一三) 小野塚 斧太郎
分島 薫 六 (月一三) 杉本利太郎
大屋 厚 六 (月一三) 八田内 昇馬
藤瀨 猛 八 (月一三) 正八渡邊 卯
二階堂 猛 八 (月一三) 久連松 喜太郎
熊谷 時治 八 (月一三) 岡本 菊松
通信書記 小坂 史彦 (月一三) 難波 藏六
通信書記補 淡木 正木 (月一三) 宜野 村上 高二
郭 邦光 (月一三) 城戸 淺次郎
平島 重廣 (月一三) 橋本 亦七
大塚 永吉 (月一三) 山本 鐵造
荒木康四郎 (月一三) 阿部 鐵造
上原 理作 (月一三) 淡木 伊藤 猛三郎

通信技師 從七、勳六 小寺 銚次郎
通信書記 從七、勳六 小寺 銚次郎

○庶務掛
通信書記補

(月二〇) 山上利三郎 (月二〇) 野八伊勢川良俊

○淡水平郵便電信局(二等)

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

山畑 倉次
臺北廳芝蘭
三空尾尾龍
目井街
鈴木金之介

○二等郵便局長

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

通信書記

○警察官及司獄官練習所

臺北小南門外

臺灣總督府警察官及司獄官練習所

官制 明治三十一年六月(抄)

臺灣總督府警察官及司獄官練習所

巡查監獄書記 看守長 看守 タルニ必要ナル

學術及實務ヲ教授スル所トス

一警察官及司獄官練習所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

教官

舍監

書記

所長ハ一人 奏任トシ臺灣總督府事務官又ハ

參事官ヲシテ之ヲ兼ネシム

所長ハ臺灣總督ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所

屬職員ヲ監督ス

一 所長ハ臺灣總督ノ認可ヲ得テ所内ノ規則ヲ

定ムルコトヲ得

一 專任教官ハ奏任三人及判任五人トス 所長ノ

指揮ヲ承ケ教授ヲ掌ル

一 所長事故アルトキハ上席教官其ノ職務ヲ代

理ス

一 舍監ハ專任一人 奏任又ハ判任トス 所長ノ指

揮ヲ承ケ練習生ノ紀律ニ關スル事ヲ掌ル

一 書記ハ判任トス 所長ノ指揮ヲ承ケ庶務

ニ從事ス

二 從事ス

三 從事ス

四 從事ス

五 從事ス

六 從事ス

七 從事ス

八 從事ス

九 從事ス

十 從事ス

十一 從事ス

十二 從事ス

十三 從事ス

十四 從事ス

十五 從事ス

十六 從事ス

十七 從事ス

十八 從事ス

十九 從事ス

二十 從事ス

二十一 從事ス

二十二 從事ス

二十三 從事ス

二十四 從事ス

二十五 從事ス

二十六 從事ス

二十七 從事ス

二十八 從事ス

二十九 從事ス

三十 從事ス

三十一 從事ス

三十二 從事ス

三十三 從事ス

三十四 從事ス

三十五 從事ス

三十六 從事ス

三十七 從事ス

三十八 從事ス

三十九 從事ス

四十 從事ス

四十一 從事ス

四十二 從事ス

四十三 從事ス

四十四 從事ス

四十五 從事ス

四十六 從事ス

四十七 從事ス

四十八 從事ス

四十九 從事ス

五十 從事ス

五十一 從事ス

五十二 從事ス

五十三 從事ス

五十四 從事ス

○基隆海港檢疫所

基隆堡

臺灣總督府海港檢疫所官制 明治三十一年三月十九號(抄)

臺灣總督府海港檢疫所ハ臺灣總督ノ管理ニ

屬シ臺灣海港檢疫ニ關スル事務ヲ掌ル

一 臺北廳基隆ニ海港檢疫所ヲ置キ基隆海港檢

疫所ト稱ス

前項ノ外臺北廳滬尾ニ基隆海港檢疫所ノ支

所ヲ置ク

一 海港檢疫所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

海港檢疫醫官

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

海港檢疫醫官補

監獄

臺灣總督府監獄官制 明治三十三年九月

一 臺灣總督府監獄ハ臺灣總督ノ管理ニ屬ス
監獄ノ位置及名稱ハ臺灣總督之ヲ定ム
一 各監獄ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク(第二條)
典獄長 專任 三十八
監獄長 專任 四十八
通譯 專任 十二人
典獄ハ臺灣總督ノ監督ヲ承ケ監獄ノ長トナリ
監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
監獄ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事シ又ハ
監獄ノ戒護ヲ掌リ看守以下ヲ指揮監督ス
通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス
一 醫員ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ從事ス
臺灣總督ハ第二條ノ職員ノ外須要ニ應ジ俸
給定額内ニ於テ各監獄ニ技手ヲ置クコトヲ
得
一 技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關
スル事ニ従フ
一 典獄ハ判任官ノ進退ハ臺灣總督ニ具狀シ看
守以下ハ之ヲ專行ス
一 典獄ハ所部ノ判任官ノ懲戒ハ臺灣總督ニ具
狀シ看守以下ハ之ヲ專行ス
一 典獄事故アルトキハ上司監獄吏其ノ職務ヲ代
理ス
一 臺灣總督府地方法院檢察官長ハ臺灣總督ノ
指揮監督ヲ承ケ監獄ニ關スル一切ノ事務ヲ
監視シ意見ヲ付シテ臺灣總督ニ報告スヘシ
一 臺灣總督ハ監獄ノ支監ヲ置クコトヲ得

支監長ハ監獄ヲ以テ之ニ充ツ典獄ノ指揮監
督ヲ承ケ支監ノ事務ヲ掌理ス
支監長事故アルトキハ上司監獄吏其ノ職務ヲ
代理ス

○臺北監獄
典獄長 六等八級
監獄長
支監長
臺北廳大加納
堡古亭村庄
毛小松 吉久
(支監長) 東門橋五丁目臺北監獄
支監會

○第一課
監獄長
柴田 建忠
大森長五郎
東 豐吉
本田理三郎

○第二課
監獄長
杉本平次郎
山吉 爲雄
恒吉 繁夫
濱田彦三郎

○第三課
監獄長
若林隆之助
小沼徳四郎
西澤榮太郎
日下部小太郎
新竹縣竹北一堡
衙門口街

○新竹支監
監獄長
石川 三才
原 勇太郎

○臺南監獄
典獄長 五等八級
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

○第一課
監獄長
大久保喜三郎
栗原 貞吉
永原 三郎

○第二課
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

○臺南監獄
典獄長 五等八級
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

宜蘭支監

宜蘭廳本城堡
西結社
長崎巳之助
山崎 兵衛

○臺中監獄
典獄長 七等十一級
監獄長
從七武川銓之助
臺中廳臺中

○第一課
監獄長
大久保喜三郎
栗原 貞吉
永原 三郎

○第二課
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

○臺南監獄
典獄長 五等八級
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

○第一課
監獄長
大久保喜三郎
栗原 貞吉
永原 三郎

○第二課
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

○臺南監獄
典獄長 五等八級
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

○第一課
監獄長
大久保喜三郎
栗原 貞吉
永原 三郎

○第二課
監獄長
高田 廣吉
野元 賢助
櫻木 雅孝
通譯 三笠種太郎

技手六

○第一課

監獄長 小宮山松太郎
課長 大谷 久藏 岡 彌三郎
八 通譯 桑島羽 山口 一敏

○第二課

監獄長 相庭 鶴衛 片山勘太郎
課長 山口 一敏 水間 良輔
六 第二課 松田 又吉

○嘉義支監

監獄長 嘉義城内曠地仔街
支監長 福田 臺記 橋本 利邦
五 松井 安藏
六 大圖 寅吉

○臺灣中央衛生會

臺灣中央衛生會規則 明治三十年三月
一 臺灣中央衛生會ハ臺灣總督ニ屬シ公衆衛生
ニ關スル事項ニ就キ臺灣總督ノ諮詢ニ應ジ
意見ヲ開申ス
一 臺灣中央衛生會ハ衛生ニ關スル事項ニ就テ
ハ臺灣總督ニ建議スルコトヲ得
一 臺灣中央衛生會ハ衛生各般ノ事項ニ關シ地
方長官ニ尋問ヲ要シ或ハ會員ヲ臨時各地方
ニ派遣シテ調査檢察ヲ要スト認ムルトキハ
之ヲ臺灣總督ニ具申スヘシ

一 臺灣中央衛生會ハ會長一人委員十五人以内
ヲ以テ之ヲ組織ス
會長ハ臺灣總督府民政長官ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ臺灣總督府局長、事務官、技師
六人、臺灣總督府民政部警察本署長、臺灣陸
軍軍醫部長、臺北廳長、臺北醫院長及醫師、藥
師、藥劑師、衛生學家ハ以テ之ニ充ツ
委員中臺灣總督府局長、事務官、參事官、技
師、醫師、藥學家ハ臺灣總督府之ヲ命ス
一 醫師、藥學家ヨリ出タル委員ノ任期ハ二箇年
トス但滿期後再任セラルルコトヲ得
一 臺灣總督ハ特別ノ事件ヲ審議スル爲臨時必
要ノ場合ニ於テハ前條定員ノ外臨時委員ヲ
命スルコトアルヘシ
一 會長ハ會務ヲ總管シ議事ヲ整理シ其決議ヲ
臺灣總督ニ具申ス
一 會長事故アルトキハ臺灣總督ノ指名シタル
委員ヲシテ事務ヲ代理セシム
一 臺灣中央衛生會ニ幹事一人ヲ置キ臺灣總督
府事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
一 臺灣中央衛生會ニ書記ヲ置キ臺灣總督府屬
又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ
書記ハ上官ノ指揮ヲ受ケ議事ノ筆記及庶務
ニ從事ス
一 醫師、藥學家及臨時委員ニシテ有給ノ官職ヲ
帶サル者ニハ出席數ニ應ジ相當ノ手當ヲ給
スルコトアルヘシ

會長 民政長官後藤 新平
委員 總務局長石塚 英藏
警察本署長大島 久滿次

○官幣大社臺灣神社

官幣大社職制 社務官 官幣大社
官幣大社臺灣神社社職定員及出仕
採用規定 明治三十四年四月
一 臺灣神社社職定員左ノ如シ
宮司 一人
主典 八人
一 臺灣神社ニ出仕(雇)ヲ置キ主典ノ職務ヲ補
助セシムルコトヲ得
一 官幣大社臺灣神社ニ守衛(雇)四名ヲ置キ神
社境内警衛ノ事ヲ掌ラシム 明治三十四年十
三月六日

臺灣總督府

六三二四

宮司上級 官國幣社神職等 山口 透

禰宜 常試驗委員等 從六平松 義雄

○祭儀科 清水 廣忠 磯田 正敬

科長 細谷十二郎

○庶務科 八羽 八郎 兼清

主典 八羽 八郎 兼清

科長 八羽 八郎 兼清

○臺南御遺跡所出張

主典 八羽 八郎 兼清

科長 八羽 八郎 兼清

臺南總督府地方官官制

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

一臺灣總督之ヲ定ム

彰化廳 南投廳 斗六廳 嘉義廳 臺南廳 鳳山廳 阿緞廳 恒春廳 臺東廳 澎湖廳 一各廳ニ左ノ職員ヲ置ク

常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ其ノ附近地ノ旅團長若ハ守備隊長ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得

臺灣總督府

六三二五

○臺北廳 臺北廳臺北城內府中街

廳長 四等四級 臺北基隆市區 計畫委員臺灣 佐藤 友熊

中央衛生會委 員正六

臺灣公學校官制

一學校長ハ各校一人判任トス

一學校長ハ各校一人判任トス

一學校長ハ各校一人判任トス

一學校長ハ各校一人判任トス

一學校長ハ各校一人判任トス

一學校長ハ各校一人判任トス

一學校長ハ各校一人判任トス

○總務課 小島和郎 岩本多助 入田末男 岡久近義 海老原雄吉 新庄平太郎 相澤時進 山崎金一郎 森田高一郎 積善之助 江口形太郎

石橋 正光 小林 憲政 池上 憲政 大村 廉吉 岩村 一哉 山口 勇輔 中瀨清太郎 三輪 潔 宮原 彌一

○大稻埕租稅檢查所
 屬 杉山 直諒 (兼) 警務所 中原仁之助
 大 須田 綱紀 (兼) 警務所 中村 久壽
 七 藤澤彌平太 (兼) 警務所 柄本 貞人
 ○淡水租稅檢查所
 屬 警務所 芝蘭一堡士林街
 所長 警部 園田 貞次
 ○士林支廳
 支廳長 警部 松信 捨次
 屬 警部 秋山 政一
 ○錫口支廳
 警部 西田 時成 三
 屬 警部 田口 末松
 支廳長 警部 筑紫 次雄
 ○新庄支廳
 警部 岡久 近義 七
 支廳長 警部 高崎小一郎
 屬 警部 興直堡新庄街
 警部 山崎金一郎 七
 屬 警部 堀山嘉三郎
 警部 齊藤 金藏 二
 屬 警部 島田 萬馬
 ○枋橋支廳
 擺接枋橋街
 警部 坂口幾次郎
 屬 警部 大稻埕租稅檢查所 須田 綱紀
 大 警部 海老原雄吉 (兼) 警務所 網紀
 七 警部 七里見 啓吾
 警部 沖本 正晴 二
 屬 警部 今村 龍雄
 ○滬尾支廳
 警部 園田 貞次
 支廳長 警部 柴岡信平次
 屬 警部 中瀬秀二郎 七
 警部 仲次 三
 ○小基隆支廳
 警部 石高 俊三
 支廳長 警部 今森告三郎
 屬 警部 米倉 金十
 ○淡水輸入獸類檢疫所
 警部 芝蘭三堡滬尾
 檢疫委員 警部 園田 貞次
 屬 警部 仲次 (兼) 警部 平野 一夫
 ○臺北第一尋常小學校
 大加納堡臺北
 西門外街
 教諭 鈴木 稻作
 學校長 岸上 清 三
 六 高原 安佐 八
 九 今井 ミツ
 ○臺北第二尋常小學校
 大加納堡臺北
 北南門街
 教諭 山科 宣次
 學校長 工藤國太郎 七
 八 石原 トメ
 ○滬尾尋常小學校
 芝蘭三堡滬尾街
 教諭 竹內理喜太
 學校長 笹川 ヨシ
 ○大稻埕公學校
 大加納堡大稻埕
 教諭 上條邦太郎
 學校長 前田 孟雄
 六 村田 重德 六
 七 仲田 朝由 七
 八 加藤木藤一郎 八
 ○海乾厝公學校
 八里盆堡海乾厝庄
 教諭 野村兼五郎
 學校長 黃 慶 二
 高 慶 三
 鄒 顯 四
 楊 作 五
 林 慶 六
 何 慶 七
 林 慶 八
 林 慶 九
 何 慶 十
 林 慶 十一
 林 慶 十二
 何 慶 十三
 林 慶 十四
 林 慶 十五
 何 慶 十六
 林 慶 十七
 林 慶 十八
 何 慶 十九
 林 慶 二十
 林 慶 二十一
 何 慶 二十二
 林 慶 二十三
 林 慶 二十四
 何 慶 二十五
 林 慶 二十六
 林 慶 二十七
 何 慶 二十八
 林 慶 二十九
 林 慶 三十
 何 慶 三十一
 林 慶 三十二
 林 慶 三十三
 何 慶 三十四
 林 慶 三十五
 林 慶 三十六
 何 慶 三十七
 林 慶 三十八
 林 慶 三十九
 何 慶 四十
 林 慶 四十一
 林 慶 四十二
 何 慶 四十三
 林 慶 四十四
 林 慶 四十五
 何 慶 四十六
 林 慶 四十七
 林 慶 四十八
 何 慶 四十九
 林 慶 五十

○八芝蘭公學校
 芝蘭一堡士林街
 教諭 美和 元一
 學校長 雄谷 雄作 六
 六 網谷 重二
 七 柯 秋 潔 八
 八 陳 朝 魁 九
 ○大龍峒公學校
 大加納堡大龍峒街
 教諭 吳 石 碑
 學校長 王 成 章
 ○興直公學校
 興直堡新店街
 教諭 後藤 吉人
 學校長 近藤長太郎
 ○錫口公學校
 大加納堡錫口街
 教諭 須田 久雄
 學校長 須田 直光
 ○老梅公學校
 芝蘭三堡老梅庄
 教諭 張 鴻 禧 八
 學校長 王 少 濤
 ○檣橋公學校
 擺接堡枋橋街
 教諭 高橋 喜能
 學校長 戶 板 守 正
 ○基隆廳
 基隆廳基隆街
 基隆廳義重橋街
 基隆廳山名 金 明
 基隆廳五等六級
 基隆廳用家社
 基隆廳用家社
 ○總務課
 井出道次郎
 ○海乾厝公學校
 八里盆堡海乾厝庄
 教諭 野村兼五郎
 學校長 黃 慶 二
 高 慶 三
 鄒 顯 四
 楊 作 五
 林 慶 六
 何 慶 七
 林 慶 八
 林 慶 九
 何 慶 十
 林 慶 十一
 林 慶 十二
 何 慶 十三
 林 慶 十四
 林 慶 十五
 何 慶 十六
 林 慶 十七
 林 慶 十八
 何 慶 十九
 林 慶 二十
 林 慶 二十一
 何 慶 二十二
 林 慶 二十三
 林 慶 二十四
 何 慶 二十五
 林 慶 二十六
 林 慶 二十七
 何 慶 二十八
 林 慶 二十九
 林 慶 三十
 何 慶 三十一
 林 慶 三十二
 林 慶 三十三
 何 慶 三十四
 林 慶 三十五
 林 慶 三十六
 何 慶 三十七
 林 慶 三十八
 林 慶 三十九
 何 慶 四十
 林 慶 四十一
 林 慶 四十二
 何 慶 四十三
 林 慶 四十四
 林 慶 四十五
 何 慶 四十六
 林 慶 四十七
 林 慶 四十八
 何 慶 四十九
 林 慶 五十

<p>訓導 李其許 八 頭圍公學校 劉銘賢 教諭 許乾元 八 羅東公學校 羅東堡羅東街 學校長 許乾元 八 利澤簡公學校 利澤簡堡利澤簡庄 學校長 許乾元 八 蘇灣公學校 蘇灣堡蘇灣庄 學校長 許乾元 八</p>	<p>深坑廳 深坑廳文山堡 深坑街 英清 從大廳大丹野 文山堡深坑街會舍</p>	<p>景尾支廳 文山堡景尾下街 支廳長 荒尾豐太郎 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 坪林尾支廳 文山堡坪林尾街 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助</p>
<p>深坑公學校 文山堡深坑街 校長 久保 信安 訓導 張水龍 石碇分校 文山堡石碇街 校長 高金木 安坑公學校 文山堡安坑庄 校長 廖錫恩</p>	<p>深坑廳 深坑廳文山堡 深坑街 英清 從大廳大丹野 文山堡深坑街會舍</p>	<p>景尾支廳 文山堡景尾下街 支廳長 荒尾豐太郎 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 坪林尾支廳 文山堡坪林尾街 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助</p>
<p>總務課 大森森三郎 大熊米次 橋本優 古川藤五郎 野村方毅 森親之助</p>	<p>深坑廳 深坑廳文山堡 深坑街 英清 從大廳大丹野 文山堡深坑街會舍</p>	<p>景尾支廳 文山堡景尾下街 支廳長 荒尾豐太郎 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 坪林尾支廳 文山堡坪林尾街 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助</p>

<p>深坑公學校 文山堡深坑街 校長 久保 信安 訓導 張水龍 石碇分校 文山堡石碇街 校長 高金木 安坑公學校 文山堡安坑庄 校長 廖錫恩</p>	<p>深坑廳 深坑廳文山堡 深坑街 英清 從大廳大丹野 文山堡深坑街會舍</p>	<p>景尾支廳 文山堡景尾下街 支廳長 荒尾豐太郎 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 坪林尾支廳 文山堡坪林尾街 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助</p>
<p>總務課 大森森三郎 大熊米次 橋本優 古川藤五郎 野村方毅 森親之助</p>	<p>深坑廳 深坑廳文山堡 深坑街 英清 從大廳大丹野 文山堡深坑街會舍</p>	<p>景尾支廳 文山堡景尾下街 支廳長 荒尾豐太郎 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 坪林尾支廳 文山堡坪林尾街 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助</p>
<p>總務課 大森森三郎 大熊米次 橋本優 古川藤五郎 野村方毅 森親之助</p>	<p>深坑廳 深坑廳文山堡 深坑街 英清 從大廳大丹野 文山堡深坑街會舍</p>	<p>景尾支廳 文山堡景尾下街 支廳長 荒尾豐太郎 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 坪林尾支廳 文山堡坪林尾街 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助 警部補 武中 三 武田 駒吉 三 大場吉之助</p>

○茄苳脚公學校

港東中里茄苳脚庄

訓導六

楊新木

街庄長

謝知高

許宗朝

謝知高

林萬宗

謝知高

陳喜如

謝知高

鄧崇如

謝知高

龔陽如

謝知高

賴阿陽

謝知高

劉南陽

謝知高

李新南

謝知高

黃新南

謝知高

陳新南

謝知高

李新南

謝知高

蔡新南

謝知高

李新南

謝知高

吳新南

謝知高

林新南

謝知高

林新南

謝知高

吳新南

謝知高

林新南

謝知高

林新南

謝知高

吳新南

謝知高

○恆春廳

廳長三等五級

恆春廳宣化里

總務課

通義

早田弘造

野村文治

篠原幸豐

野村文治

早田弘造

野村文治

篠原幸豐

野村文治

○警務課

增田多助

技手

大津山周造

警務課

澄川銀次郎

課長

香田愛吉

通譯

正本義光

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

警務課

池田磯太郎

○警務課

前田清

技手

中野虎之助

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

警務課

中西賢輔

○車城公學校

三上敬太郎

訓導八

蔡培底

學校長

興文里車城庄

坂本敏

鈴木傳之助

馮連三

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

高深池

○璞石閣公學校

奉鄉璞石閣庄

學校長

河野猛

奉鄉大巴聖社

東恩納盛篤

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

蓮鄉薄々社

會計検査院

必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官
吏ノ辯明書ヲ求ムルコトヲ得
會計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ
主任官吏ヲ派遣シ實地検査ヲ爲スコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ豫メ本部長官ニ通知シ該
長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立會フ爲サシ
ムルコトヲ得
第二十條 會計検査院ハ出納官吏ノ計算書及
證據書類ヲ検査シ正當ナリト判決シタルト
キハ該官吏ニ對シ認可狀ヲ付シ其ノ責任ヲ解
除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ辯
明又ハ正誤ヲ爲サシメ仍正當ナラスト判決
シタルトキハ本部長官ニ移牒シテ處分ヲ爲
サシム
第二十一條 會計検査院ノ判決ニ據リ辨償ノ
責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本部長
官ニテ減免スルコトヲ得ス
第二十二條 出納官吏計算書及證據書類ヲ提出
フ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ會計検査
院ハ本部長官ニ移牒シテ懲戒處分ヲ要求ス
ルコトヲ得
第二十三條 政府ノ機密費ニ關ル計算ハ會計
検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス
第二十四條 會計検査院ハ認可狀ヲ付スルノ
後ト雖其ノ付シタル日ヨリ五箇年以内ニ於
テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算
書ノ誤謬脱漏ニ重記載アルコトヲ發見シ
タルトキハ再審査ヲ爲スコトヲ得但シ詐偽ノ證
憑ヲ發見シタルトキハ五箇年後ト雖再審査
爲スコトヲ得
出納官吏ハ會計検査院、再審査ノ判決ニ對シ
テ再ヒ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

會計検査院事務章程

明治三十二年四月
第七十(抄)
第一條 會計検査院ニ第一部第二部第三部ヲ
設ケ各部ニ課ヲ置キ検査ノ事務ヲ分掌セシ
ム
第二條 會計検査院ニ院長官房ヲ置ク
第三條 會計検査院ノ會議ハ會計検査官ヲ以
テ組織ス
第四條 會議ハ院長之ヲ開キ部會議ハ部長之ヲ開
キ
第五條 總會議ハ會計検査官現員ノ三分ノ二
以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコト
ヲ得ス
第六條 會計検査官前項ノ數ニ滿タサルトキハ
總會議ニ於テハ三名部會議ニ於テハ一名ヲ
限リ検査官補ヲ以テ補充スルコトヲ得
第七條 總會議及部會議ハ會計検査官、委員
又ハ検査官補ノ提出シタル文書ヲ以テ議案
トス
第八條 會計検査官總會議又ハ部會議ノ議決
ヲ要スル事件ニ付議案ヲ提出セムトスルト
キハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ總會議ノ議決
ヲ要スルモノハ院長ニ部會議ノ議決ヲ要ス
ルモノハ部長ニ之ヲ提出スルコトヲ得
第九條 會計検査官ハ父子兄弟ノ提出シタル
議案ニ付テ亦同シ
第十條 會計検査官ハ其ノ檢定若ハ判決ニ與
ルコトヲ得ス
第十一條 院長ハ所部ノ職員ヲ統督シ委任官ノ
進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任
官以下ハ自ラ之ヲ行フ

會計検査院

第十四條 院長ハ各部ヨリ提出スル文書ニシ
テ總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要セサルモノ
ニ付再調査ヲ爲サシムルコトヲ得
第十五條 左ノ事項ハ部長ノ職權ニ屬ス
一、其ノ名ヲ以テ審理書ヲ發スルコト
二、検査官補ニ部會議出席ヲ命スルコト
三、部員ヲシテ其ノ部主管ノ事務ニ付一時
相互ニ幫助セシムルコト
四、部員ノ行務ヲ監督シ院長ニ報告スルコ
ト
第十六條 部長ハ各課ヨリ提出スル文書ヲ審
査シ其ノ總會議若ハ部會議ノ議決ヲ要セザ
ルモノ又ハ院長ニ提出スルヲ要セサルモノ
ハ直ニ之ヲ處分スヘシ
其ノ部會議ニ付シタルモノハ總テ之ヲ院長
ニ提出スヘシ
第十七條 部長ハ各課ヨリ提出スル文書ニ付
主任検査官ノ同意ヲ得テ其ノ主意ヲ變更ス
ルコトヲ得若其ノ同意ヲ得サルトキハ之ヲ
部會議ニ付シ又ハ之ヲ總會議ニ提出スヘシ
部會議ノ議決ヲ經タル文書ト雖其ノ主意ヲ
變更セサル限リ部長ハ文章ヲ訂正スルコト
ヲ得
第十八條 部長ハ部會議ノ議決ヲ不當ト認ム
ルトキハ其ノ執行ヲ停止シ議決ノ日ヨリ七
日以内ニ之ヲ總會議ニ提出スヘシ
第十九條 部長ハ各課ヨリ提出スル文書ニシ
テ總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要セサルモノ
ニ付再調査ヲ爲サシムルコトヲ得
第二十條 検査官ハ各課ノ長トナリ課務ヲ掌
理ス
第二十一條 検査官ハ検査ノ執行ニ因リ檢
定判決、審理等ニ關スル文書ヲ調整シ之ヲ

會計検査院

部長ニ提出ス
第二十二條 検査官補ハ各課ニ分屬シ課長ヲ
助ケ又ハ院長官房若ハ各部ニ分屬シ審議立
案ヲ掌ル
第二十三條 検査官補ハ検査ノ事項ニ關シ意
見アル場合ニ於テ總會議又ハ部會議ニ議案
ヲ提出セムトスルトキハ院長又ハ當該部長
ノ承認ヲ經ヘシ
第二十四條 書記官ハ院長官房ニ屬シ庶務ヲ
掌ル
第二十五條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事
務又ハ庶務ニ従事ス
第二十六條 會計検査院ハ行務年度ヲ定メ檢
査ノ事務ヲ執行ス
第二十七條 會計検査院ハ検査ノ事項ニ付當
該官吏ニ對シテハ審理書ヲ發シ國務大臣ニ
對シテハ質問書又ハ注意書ヲ發スルコトヲ
得
第二十八條 會計検査院ハ出納官吏ノ計算正
當ナリト判決シタルトキハ本部長官ヲ經由
シテ認可狀ヲ交付シ正當ナラスト判決シタ
ルトキハ本部長官ニ對シ處分要求書ヲ發ス
ヘシ
會計検査院ハ出納官吏其ノ負擔スヘキ缺損
金ノ辨償ヲ經ヘタルトキハ本部長官ヲ經由
シテ認可狀ヲ交付スヘシ
第二十九條 會計検査院ハ國ノ代表者ニ於テ
出納官吏ニ對スル公訴附帶ノ私訴ヲ提起シ
タル事項ニ關シテハ之ニ對スル通常又ハ特
別裁判所ノ判決執行ノ結果ニ依リ其ノ検査
判決ヲ行フヘシ

會計検査院

二、五箇年以上高等行政官者クハ判事檢事
検査官補ノ職ニ在ル者及在リタル者但
試補勤務年數ハ之ヲ算ス

會計検査官退官ニ關スル件

第一條 會計検査官身體若ハ精神ノ衰弱ニ因
リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキ
ハ之ニ退官ヲ命スルコトヲ得

第二條 退官ハ會計検査官會議ノ決議ニ依リ
之ヲ決定ス

第三條 會計検査官會議ハ會計検査院長ヲ以
テ議長トシ院長ニ對スル退官ノ申立アルト
キハ會計検査院部長中上席者ヲ以テ議長ト
ス

議長事故アルトキハ會計検査院部長中上席
者之ヲ代理ス

第四條 會計検査官會議ハ現員三分ノ二以上
出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得

會計検査官會議ノ決議ハ過半數ニ依ル可ク
同數ナルトキハ議長ノ決議ニ依ル

第五條 會計検査院部長及検査官ニ對スル退
官申立ハ會計検査院長之ヲ爲シ院長ニ對シ
テハ部長會議ノ上之ヲ爲ス

第六條 會計検査官第一條ニ依リ退官ヲ命セ
ラレタルトキハ官吏恩給法ニ於テ同法第二
條ニ掲グル事項ニ該リタル者ト同視ス

會計検査院屬定員

一、會計検査院屬八百六十八人ヲ以テ定員トス

二、會計検査院ニ屬定員以內ニ於テ速記技手二
人ヲ置ク

院長 正三、勳一、法學博士 田尻稻次郎
書記官 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

部長 正三、勳一、法學博士 濱 弘一
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六
文官普通懲戒 委員 正三、勳一、法學博士 小倉富四六

正六、勳六 田中 浪江
正六、勳六 松岡 萬次郎
正六、勳六 伊藤 高行
正六、勳六 森本 邦治郎
正六、勳六 古川 浩儒
正六、勳六 大島 永憲
正六、勳六 渡駒 之助
正六、勳六 笹岡 兼太郎
正六、勳六 川添 久重
正六、勳六 山崎 銀之助
正六、勳六 河原 乙亮
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎
正六、勳六 伊藤 榮三郎

會計検査院

Table with columns for rank (e.g., 大等四級, 大等三級), name, and other details. Includes names like 鐵次郎, 多次郎, 山清, 河野秀男, etc.

○行政裁判所

麹町區
紀尾井町

行政裁判法

明治二十三年六月(抄)

行政裁判所組織

- 一 行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク
- 一 行政裁判所ニ長官一人及評定官ヲ置ク評定官ノ員數ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 一 行政裁判所ニ書記ヲ置ク其員數及職務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 一 長官ハ勅任トス評定官ハ勅任又ハ奏任トス長官及評定官ハ三十歳以上ニシテ五年以上ノ職ヲ奉シタル者ヨリ内閣總理大臣ノ上奏ニ依リ任命セラレ、モノトス
- 一 書記ハ長官之ヲ聘任ス
- 一 長官及評定官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 公然政事ニ關係スルコト
 - 二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ衆議院議員府縣都市町村會ノ議員若クハ參事會員タルコト
 - 三 兼官ノ場合ヲ除ク外俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト
 - 四 商業ヲ營ミ其他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ムコト
- 一 第六條ノ場合ヲ除ク外長官及評定官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラレ、コトナシ
- 一 行政裁判所ノ長官又ハ評定官ヲ兼任スル者ハ其本官在職中前項ヲ適用ス

行政裁判所

懲戒處分ノ法ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 長官及評定官身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ内閣總理大臣ハ行政裁判所ノ總會ノ決議ニ依リ其退職ヲ上奏スルコトヲ得(第六條)
- 一 長官ハ行政裁判所ノ事務ヲ總理ス
- 一 長官故障アルトキハ評定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其先ナル者之ヲ代理ス(第七條第二項)
- 一 長官ハ自ラ裁判長トナリ若クハ評定官ニ裁判長ト命スルコトヲ得
- 一 部ヲ分ツノ必要アルトキハ其組織及事務分配ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル(第八條第二項)
- 一 行政裁判所ノ裁判ハ裁判長及評定官ヲ併セ五人以上ノ列席會議ヲ要ス但列席ノ人員ハ奇數ニ限ル若シ缺席ノ爲偶數トナリタルトキハ官等最モ低キ評定官ヲ議決ヨリ除ク官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其後ナル者ヲ除ク
- 一 議決ハ過半數ニ依ル
- 一 長官又ハ評定官ハ左ノ場合ニ於テ評議及議決ニ加ハルコトヲ得ス
 - 一 裁判スヘキ事件自己又ハ父母兄弟姊妹若クハ妻子ノ身上ニ關スルトキ
 - 二 裁判スヘキ事件一人ノ資格ヲ以テ意見ヲ述ヘタルモノ又ハ理事者代理者若クハ職務外ノ地位ニ於テ取扱ヒタルモノニ關スルトキ
 - 三 裁判スヘキ事件行政官タルノ資格ヲ以テ其事件ノ處分又ハ裁決ニ參與シタルモノニ關スルトキ
- 一 前條ノ場合ニ於テ原告又ハ被告ハ原因ヲ疏明シテ文書又ハ口頭ヲ以テ長官又ハ評定官

ヲ忌避スルコトヲ得

- 一 前項ノ場合ニ於テ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス
- 一 忌避若クハ除外ノ原因タル事情ニ付キ長官又ハ評定官ヨリ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ長官又ハ評定官カ法律ニ依リ評議及決議ニ加ハルヲ得サルノ疑アルトキハ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス
- 一 行政裁判所ノ職務規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 一 行政訴訟ノ辯護人タルコトヲ得ルハ行政裁判所ノ認許シタル辯護士ニ限ル
- 一 行政裁判所ノ權限
 - 一 行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス
 - 一 行政裁判所ハ損害賠償ノ訴訟ヲ受理セス
 - 一 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外地方上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
 - 一 各省大臣ノ處分又ハ内閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 - 一 各省又ハ内閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス
 - 一 行政裁判所ノ判決ハ其事件ニ付キ關係ノ行政廳ヲ羈束ス
 - 一 行政裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス
 - 一 行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス
 - 一 行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス(第二十條第二項)
 - 一 行政裁判所ノ判決ノ執行ハ通常裁判所ニ囑託スルコトヲ得

行政裁判所

一第二十條第二項ノ權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ノ間樞密院ニ於テ之ヲ裁定ス

行政裁判法第八條第二項ニ依ル組織及事務分配ノ件

一行政裁判所第一第二ノ二部ヲ置ク
一行政裁判所第一第二ノ二部ヲ置ク
部長一八ハ勅任評定官中ヨリ之ヲ命ス

行政裁判所處務規程

一行政裁判所部長故障アルトキハ其部ノ評定官中ヨリ一名若ハ二名ニ專理員ヲ指命スルコトヲ得
一行政裁判所部長故障アルトキハ其部ノ評定官中ヨリ一名若ハ二名ニ專理員ヲ指命スルコトヲ得

六七〇

文官普通懲戒 渡邊 廉吉

文官普通懲戒 本尾敬三郎

貴族院書記官長太田峰三郎

文官普通懲戒 樋山 資之

文官普通懲戒 樋山 資之

大藏省主稅局長若槻禮次郎

農商務省鑛山局長田中隆三

內務書記官井上友一

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

正木中村舜次郎

警視廳

總町區八重洲 町二丁目

警視廳官制 明治二十六年十月十九號(抄)

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳

六七一

警視廳官制

明治二十六年十月十九號(抄)

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

警視廳長

一、高等警察ニ關スル事項

二、公文ノ編纂、保存、統計並書籍ノ管守ニ關スル事項

三、文書ノ往復及官印印ノ管守ニ關スル事項

四、文書ノ往復及官印印ノ管守ニ關スル事項

五、他課及各部署ノ主務ニ關セサル事項

一、經費豫算、決算及金銭出納ニ關スル事項

二、金銭物品出納ノ検査ニ關スル事項

三、需用物品ノ調度及地所建物ニ關スル事項

四、官沒竝保管ノ金銭物品及不用品ニ關スル事項

一、總監官房ニ主事一人ヲ置キ警視ヲ以テ之ニ補ス

主事 統計主任文官普通

通懲戒委員長文官普通川上 親晴

通懲戒委員長文官普通川上 親晴

通懲戒委員長文官普通川上 親晴

通懲戒委員長文官普通川上 親晴

通懲戒委員長文官普通川上 親晴

警視廳

<p>○秘書係 局長文官普通試験書記文 矢野元三郎 官普通試験書記文 門田喜四郎 警視廳書記官 含 警視廳書記官</p>	<p>警部六 局長 門田喜四郎 課長 星島 孝造 文官普通試験書記文 黒柳 重昌 警視廳書記官 長谷 俊機</p>	<p>○第一課 局長 星島 孝造 課長 長谷 俊機</p>	<p>警部 局長 門田喜四郎 課長 星島 孝造 文官普通試験書記文 黒柳 重昌 警視廳書記官 長谷 俊機</p>	<p>警部四 局長 松井吉太郎 課長 岩元太次郎 大井 茂松 前田 豊彦 長谷川守三</p>	<p>警部 局長 松井吉太郎 課長 岩元太次郎 大井 茂松 前田 豊彦 長谷川守三</p>	<p>○第二課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>技師 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第一課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第二課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第三課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第四課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>
--	---	---------------------------------------	--	--	---	---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

警視廳

<p>○第二部 局長 門田喜四郎 課長 星島 孝造 文官普通試験書記文 黒柳 重昌 警視廳書記官 長谷 俊機</p>	<p>警部 局長 門田喜四郎 課長 星島 孝造 文官普通試験書記文 黒柳 重昌 警視廳書記官 長谷 俊機</p>	<p>○第一課 局長 星島 孝造 課長 長谷 俊機</p>	<p>警部 局長 門田喜四郎 課長 星島 孝造 文官普通試験書記文 黒柳 重昌 警視廳書記官 長谷 俊機</p>	<p>警部 局長 松井吉太郎 課長 岩元太次郎 大井 茂松 前田 豊彦 長谷川守三</p>	<p>警部 局長 松井吉太郎 課長 岩元太次郎 大井 茂松 前田 豊彦 長谷川守三</p>	<p>○第二課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>技師 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第一課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第二課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第三課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>	<p>○第四課 局長 長谷川守三 課長 長谷川守三</p>
--	--	---------------------------------------	--	---	---	---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

○四谷警察署 四谷區左門町
警視 七等六級 署長 榎七橋 爪 慎吾
四等警部 二二〇官舎

○牛込警察署 牛込區神樂河岸
警視 六等五級 署長 正七 勳六 小泉吉太郎
牛込區第一、二、三、四官舎

○小石川警察署 小石川區表町
警視 六等六級 署長 正七 壹 岐 寛
小石川區第一、二、三、四官舎

○本郷警察署 本郷區本富士町
警視 六等四級 署長 毛永谷 隆志
本郷區本富士、三、官舎

○板橋警察署 北豐島郡板橋町
警視 六等六級 署長 正七 堀口 助治
北豐島郡板橋、元下板橋官舎

○千住警察署 北豐島郡千住町元
警視 六等六級 署長 正七 白石 愛介
北豐島郡千住、元三、九官舎

○小松川警察署 南葛飾郡小松川村
警視 六等七級 署長 正七 岩井 敬太郎
南葛飾郡小松川、五、三、三官舎

○八王子警察署 南多摩郡八王子町
警視 六等五級 署長 正七 飯 田 章
南多摩郡八王子、元、三、三、三官舎

○浅草警察署合羽橋分署 淺草區合羽橋町
警部 五 分署長 正八 勳八 川畑卯八郎
淺草區合羽橋町、二、二、日官舎

○浅草警察署向柳原町分署 淺草區向柳原町
警部 五 分署長 正八 勳八 山 下 謙吉
淺草區地方官舎

○本所警察署 本所區相生町
警視 六等四級 署長 正七 勳六 吉 永 助一
本所區相生、三、二、〇官舎

○深川警察署 深川區西平野町
警視 六等四級 署長 從六 勳六 德 尾 政均
深川區西平野、三、五、官舎

○府中警察署 北多摩郡府中町
警視 七等七級 署長 從七 相 賀 照郷
北多摩郡府中、五、七、一官舎

○府中警察署田無分署 北多摩郡田無町
警部 六 分署長 川畑 徳二 八
北多摩郡田無町

○青梅警察署 西多摩郡青梅町
警視 六等六級 署長 正七 山口 尙一
西多摩郡青梅、二、七、三、官舎

○小笠原島在勤 小笠原島
警部 六 分署長 安川喜多次
小笠原島、五、日、市、町

○伊豆國八丈島在勤 伊豆國八丈島
警部 八 分署長 堀内 保彦
伊豆國八丈島、守、久、辨、官、淺、八

○水上警察署 京橋區明石町
警視 六等六級 署長 正七 野 田 耕夫
京橋區明石、三、二、五官舎

○品川警察署 荏原郡品川町
警視 六等五級 署長 正七 吉 留 寛夫
荏原郡品川、北、品川、宿、二、五、官舎

○新宿警察署 豐多摩郡内藤新宿町元添地町
警視 六等六級 署長 正七 勳六 宮 越 正良
豐多摩郡内藤新宿、三、六、官舎

○板橋警察署 北豐島郡板橋町
警視 六等六級 署長 正七 堀口 助治
北豐島郡板橋、元下板橋官舎

○千住警察署 北豐島郡千住町元
警視 六等六級 署長 正七 白石 愛介
北豐島郡千住、元三、九官舎

○小松川警察署 南葛飾郡小松川村
警視 六等七級 署長 正七 岩井 敬太郎
南葛飾郡小松川、五、三、三官舎

○八王子警察署 南多摩郡八王子町
警視 六等五級 署長 正七 飯 田 章
南多摩郡八王子、元、三、三、三官舎

○浅草警察署合羽橋分署 淺草區合羽橋町
警部 五 分署長 正八 勳八 川畑卯八郎
淺草區合羽橋町、二、二、日官舎

○浅草警察署向柳原町分署 淺草區向柳原町
警部 五 分署長 正八 勳八 山 下 謙吉
淺草區地方官舎

○本所警察署 本所區相生町
警視 六等四級 署長 正七 勳六 吉 永 助一
本所區相生、三、二、〇官舎

○深川警察署 深川區西平野町
警視 六等四級 署長 從六 勳六 德 尾 政均
深川區西平野、三、五、官舎

○府中警察署 北多摩郡府中町
警視 七等七級 署長 從七 相 賀 照郷
北多摩郡府中、五、七、一官舎

○府中警察署田無分署 北多摩郡田無町
警部 六 分署長 川畑 徳二 八
北多摩郡田無町

○青梅警察署 西多摩郡青梅町
警視 六等六級 署長 正七 山口 尙一
西多摩郡青梅、二、七、三、官舎

○小笠原島在勤 小笠原島
警部 六 分署長 安川喜多次
小笠原島、五、日、市、町

○伊豆國八丈島在勤 伊豆國八丈島
警部 八 分署長 堀内 保彦
伊豆國八丈島、守、久、辨、官、淺、八

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

○文官高等懲戒委員會

文官懲戒令 明治三十三年三月(抄)

一 文官高等懲戒委員會ハ委員長一人委員六人ヲ以テ組織ス

一 委員長ハ樞密顧問官ノ中ヨリ委員ハ行政裁判所長官、勅任行政裁判所評定官、勅任判事及其ノ他ノ勅任文官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

一 委員會ニ豫備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

一 委員會ハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

一 委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

一 委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

一 委員中事故アルトキ又ハ副員アルトキハ委員長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ス

一 委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス

一 委員及豫備委員中副員アリテ補闕ノ爲任命セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス

一 委員長及委員ハ左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ免ス

一 其ノ官職ヲ失ヒタルトキ

一 二委員會所在地以外ニ任所ヲ轉シタルトキ

一 委員會ニ幹事一人ヲ置ク

一 幹事ハ高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

文官高等懲戒委員會

一 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ委員會ノ議事ヲ準備シ庶務ヲ統理ス

一 委員會ニ書記三人ヲ置ク

一 書記ハ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

一 書記ハ幹事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

委員長 樞密顧問官 須賀茂韶

行政裁判所長官 岡 康毅

大藏次官 伊谷 芳郎

内務次官 山縣 伊三郎

法制局長官 木喜徳郎

行政裁判所評定官 本尾 敬三郎

判事 富谷 銚太郎

豫備委員

行政裁判所評定官 山 脇 玄

行政裁判所評定官 進 十 六

文部次官 水場 貞長

判事 馬場 愿治

農商務省山林局長 久 米 金彌

遞信省鐵道局長 山之内 一 次

樞密院書記官 河村 金五郎

幹事

東京帝國大學醫科 青山 胤通

大學教授 正山 根 正次

書記

樞密院高島 張輔

樞密院伊藤 榮

樞密院小 林 榮吉

委員	委員長 須賀茂韶
委員	田尻稻次郎
委員	井上正一
委員	木下哲三郎
委員	大島敬藏
委員	藤祐一
委員	谷銚太郎
委員	馬場愿治
委員	田秀雄
委員	中山寛六郎
委員	横田國臣
委員	田部芳
委員	高島張輔
委員	小林榮吉
委員	望月良彦

○會計検査官懲戒裁判所

會計検査官懲戒法 明治三十三年三月(抄)

- 一懲戒裁判所ニ長官一人裁判官六人豫備裁判官六人ヲ置ク
- 長官ハ樞密顧問官ノ中ヨリ裁判官ノ中三人ハ大審院判事三人ハ會計検査院長ヲ加ヘ會計検査官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ニ補ス
- 豫備裁判官ハ前項ノ例ニ準シ之ニ補ス
- 一長官裁判官及豫備裁判官ノ任期ハ三年トス但シ補闕ノ爲補職セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 一懲戒裁判所ハ長官及裁判官ヲ併セ七人ノ列席會議ヲ以テ裁判ス
- 一懲戒裁判所ニ於テハ長官ヲ以テ裁判長トシ長官事故アルトキハ上席裁判官ヲ以テ裁判長トス
- 裁判官事故アルトキハ其ノ同一官職ヨリ出テタル豫備裁判官ノ中ヨリ長官其ノ代理ヲ命ス
- 一懲戒裁判所ノ裁判ノ評議ニ關シテハ裁判所構成法ノ規定ヲ準用ス
- 一懲戒裁判所ニ檢察官一人及豫備檢察官一人ヲ置ク
- 檢察官及豫備檢察官ハ大審院勅任檢事ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ニ補ス
- 一懲戒裁判所ニ書記三人ヲ置ク
- 一懲戒裁判所ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

會計検査官懲戒裁判所

長官	樞密顧問官 須賀茂韶
裁判官	田尻稻次郎
裁判官	井上正一
裁判官	木下哲三郎
裁判官	大島敬藏
裁判官	藤祐一
裁判官	谷銚太郎
裁判官	馬場愿治
裁判官	田秀雄
裁判官	中山寛六郎
裁判官	横田國臣
裁判官	田部芳
豫備裁判官	會計検査院部長 伊藤弘一
豫備裁判官	會計検査院部長 藤祐一
豫備裁判官	判事 馬場愿治
豫備裁判官	判事 横田秀雄
豫備裁判官	判事 中山寛六郎
豫備裁判官	判事 横田國臣
豫備裁判官	判事 田部芳
檢察官	檢事 横田國臣
豫備檢察官	檢事 横田國臣
書記	望月良彦
書記	小林榮吉
書記	高島張輔

高等捕獲審檢所及捕獲審檢所

捕獲審檢令(明治二十七年八月(抄))

第一章 捕獲審檢所、高等捕獲審檢所組織及職權

第一條 捕獲事件ハ第一次ニ於テ捕獲審檢所
第二次ニ於テ高等捕獲審檢所ニテ檢定ス
第二條 各捕獲審檢所ニ長官一人及評定官八
人ヲ置ク
長官ハ勅任判事ヲ以テ之ニ補ス
評定官ハ左ノ各號ニ掲ケタル者ヨリ之ニ補
ス

一 判事
二 海軍將校
三 海軍省參事官及主理
四 法制局參事官
五 外務省參事官、外務書記官、外交官及領
事官

第三條 高等捕獲審檢所ニ長官一人及評定官
八人ヲ置ク
長官ハ樞密顧問官ヲ以テ之ニ補ス
評定官ノ中一人ハ樞密顧問官、二人ハ海軍將
官三人ハ大審院ノ判事、一人ハ法制局長官、
一人ハ外務省政務局長ヲ以テ之ニ補ス

第四條 捕獲審檢所長官及高等捕獲審檢所長
官ハ各其ノ審檢所ノ事務ヲ總理シ自ラ審檢
ノ首席トナリ故障アルトキハ各其ノ審檢所
ノ評定官ニ首席ヲ命スルコトヲ得

第五條 各捕獲審檢所ニ檢察官三人、高等捕
獲審檢所ニ檢察官二人ヲ置ク

高等捕獲審檢所及捕獲審檢所

檢察官ハ主理、檢事及高等行政官ノ中ヨリ
之ニ補ス

第五條ノ二 高等捕獲審檢所ニ專任事務官二
人ヲ置ク
事務官ハ委任トシ其ノ官等及俸給ハ各省書
記官ノ例ニ依ル

第六條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ長
官、評定官及檢察官ハ内閣總理大臣ノ上奏
ニ依リ之ニ補ス

第七條 各捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ニ書
記ヲ置ク
書記ハ判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ各長官之
ヲ命ス

第八條 各捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官
ヲ併セテ五人以上ノ列席會議ヲ要ス但内二
人ハ判事ヨリ補セラレタル者タルヘシ

第九條 高等捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官ヲ併
セテ七人以上ノ列席會議ヲ要ス

第九條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ開閉
ハ臨時勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 高等捕獲審檢所ハ之ヲ東京ニ置ク捕獲審檢
所ノ位置ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 捕獲審檢手續

第十條 拿捕ヲ行ヒタル船舶ノ指揮官ハ拿捕
シタル船舶ヲ捕獲審檢所所在ノ港内ニ引致
シ又ハ代理士官ヲ其ノ船内ニ乗込マシメ同
港ニ回港ヲ命シ到達ノ上供述書ヲ添ヘシメ
審檢所ニ引渡スヘシ但其ノ船舶ヲ引致シ難
キ事由アルトキハ供述書ヲ提出スルコ
トヲ得

供述書ニハ拿捕ヲ行ヒタル理由並ニ其ノ行
爲ノ正當ナルヲ證スヘキ一切ノ事實ヲ記載
シ之ニ拿捕シタル船舶ノ船長若クハ海員ヨ

リ受取り又ハ其ノ船内ニ於テ發見シタル一
切ノ帳簿及書類ヲ添附スヘシ

第十一條 捕獲審檢所長官第十條ノ供述書ヲ
受取りタルトキハ其ノ事件ニ付キ評定官ノ
一名ヲ指名シテ擔任評定官トスヘシ

擔任評定官ハ直ニ指揮官又ハ代理士官並ニ
拿捕セラレタル船舶ノ船長ノ面前ニ於テ提
出書類ヲ開封シ其ノ目錄ヲ調製スヘシ

擔任評定官前項ノ手續ヲ了ヘタルトキハ拿
捕シタル船舶及其ノ搭載物件ヲ臨檢シテ船
長ヲ立會ハシメ詳細ナル物件目錄ヲ調製ス
ヘシ

前條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項ニ依ラ
サルコトヲ得

第十二條 擔任評定官ハ拿捕セラレタル船舶
ノ船長及海員ノ申供ヲ聽取リ又必要ト認ム
ルトキハ拿捕ヲ行ヒタル船舶ノ乗員並ニ拿
捕セラレタル船舶ノ乗客ノ申供ヲ聽取リ書
記ヲシテ筆記セシムヘシ

第十二條ノ二 擔任評定官必要アリト認ムル
トキハ鑑定人ヲ命シ事項ヲ指定シテ之ヲ鑑
定セシムルコトヲ得

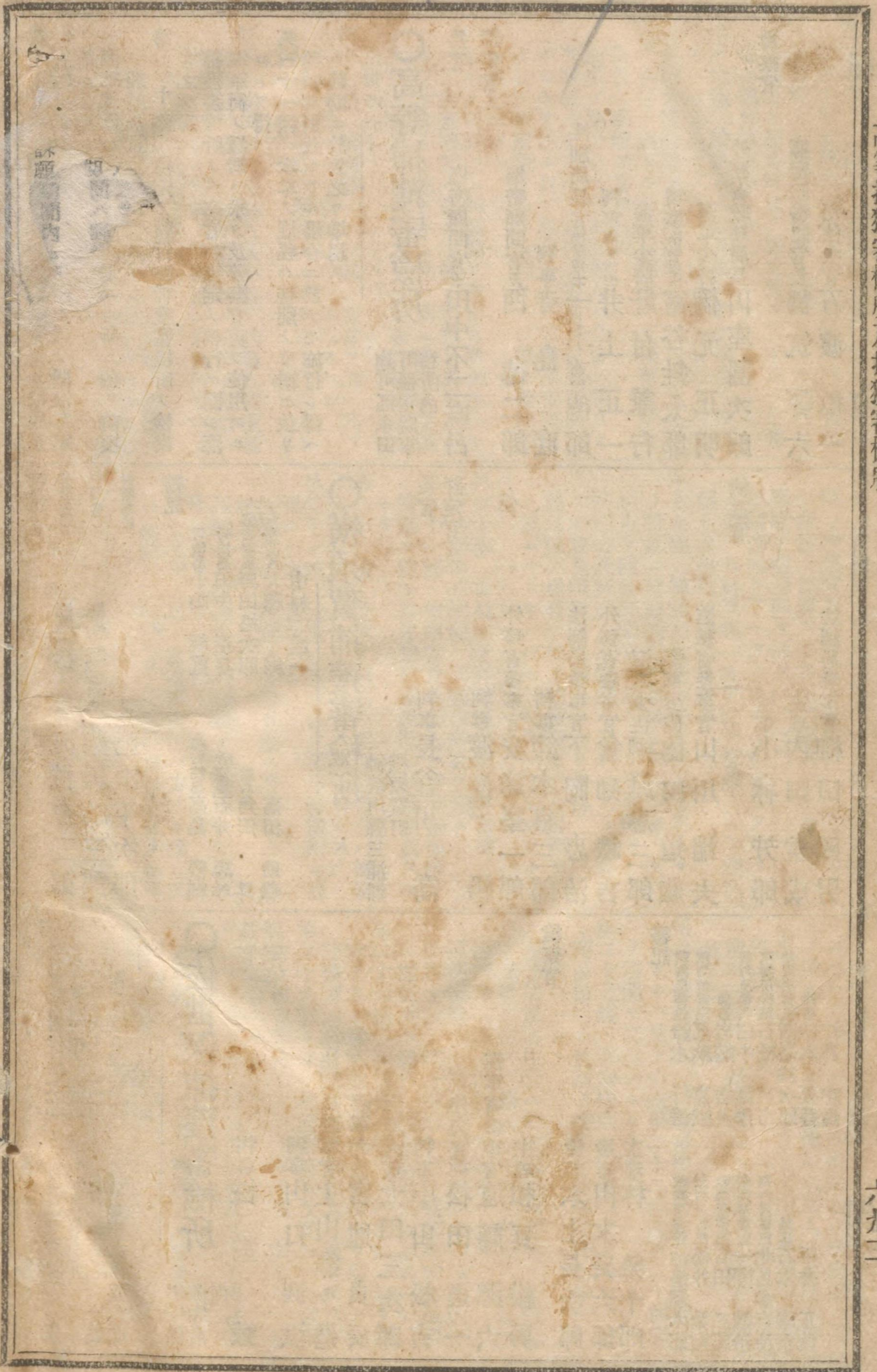
第十三條 擔任評定官拿捕ノ全部若クハ一部
ヲ捕獲トスヘキカ又ハ解放スヘキカヲ檢定
スルニ必要ト認ムル事實ノ調査ヲ了ヘタル
トキハ其ノ調査書ヲ作リ之ニ第十條ノ供述
書及其ノ附屬書類ヲ添ヘ捕獲審檢所檢察官
ニ送付スヘシ

第十四條 檢察官ハ檢定ニ關スル意見書ヲ作
リ其ノ送付ヲ受ケタル一切ノ書類ヲ添ヘ捕
獲審檢所ニ提出スヘシ

檢察官意見書ヲ作ル爲ニ必要トスルトキハ
事項ヲ指定シテ其ノ調査ヲ擔任評定官ニ求
ムルコトヲ得

39

4609



高等捕獲審檢所及捕獲審檢所

六九二

36

